

2. 英国のフレームワーク合意方式

2.1. 概要と導入の経緯

(1) 概要

フレームワーク合意方式 (Framework Agreement) は、EU 公共調達指令 (以下「EU 指令」という) の 2004/EC/18 (その後 2014/24/EU が発行) に基づく「長期指名候補者との事前合意制度」であり、英国では公共契約規則 (Public Contracts Regulations, 以下「PCR」という) 2006 年版 (その後 2015 年版が発行) に規定された。

フレームワーク合意方式では、第一段階として入札を行い、長期指名候補者 (以下「フレームワーク企業」という) を選定した上で、フレームワーク企業との間で一定期間内の個別発注 (コールオフ) に関する受注者および契約額の決定方法、契約条件等 (フレームワーク) にあらかじめ合意する。第二段階の個別発注では、合意内容に基づいて受注者選定を実施する方式である。1 つのフレームワーク合意は地域や調達の種類に応じて複数のロットに分割される場合があり、その際には各ロット内でフレームワーク企業が選定される。期間は

原則 4 年までとされ、単一または複数の企業とフレームワーク合意をする。

フレームワーク企業の選定は、通常の工事発注と同様に行われ、最低価格ではなく、最も経済的に有利な入札を評価基準とする場合が多い。また、フレームワークの合意段階において EU 指令に基づく公告等の調達手続きを行えば、その後に行う個別発注では改めて公告等の手続きを行う必要はない。さらに第一段階の合意内容で最も適切な企業を選定できる場合はその者と個別発注で随意契約が可能である一方、そうでない場合はフレームワーク企業間での簡易競争により受注者を選定することとなっている。

この方式のメリットとしては、発注者・受注者双方の手続きに要する手間や経費を大幅に節減できるほか、受発注者間の良好なパートナーシップ形成が可能となる。また、フレームワーク企業にとっても、複数年にわたって受注計画をたてやすく、経営上好ましい方式であると言える。

フレームワーク合意方式の概要を図-1 に示す。

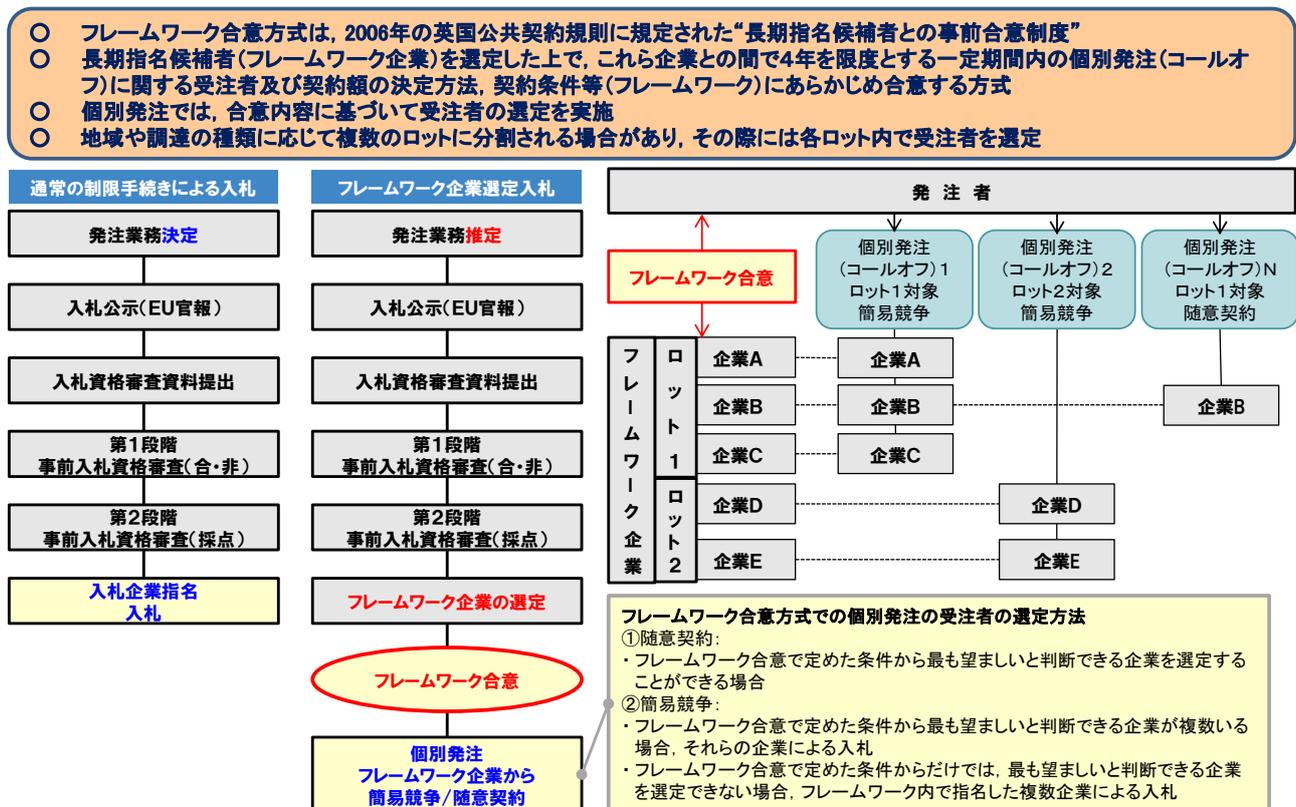


図-1 フレームワーク合意方式の概要

(2) 導入の経緯

フレームワーク合意方式は 1990 年代に物品調達や建設コンサルティングを含むサービス調達を対象として、英国で始まった調達手法である。当時の英国はフレームワーク合意方式が PCR に規定される前であったが、OGC¹が発行したガイドダンスに基づきフレームワーク合意方式が運用されていた。

当時、英国を中心にして EU 加盟国では公共調達に関して以下のような課題が指摘されていた。

- ① 一定額を超える公共調達は EU 指令により、発注案件ごとに長期間を要する入札方式が義務付けられ、発注機関、競争参加者の双方にとって時間およびコストで大きな負担であった。
- ② 既存インフラの機能拡大あるいは改善を目的とする事業が増大し、インフラ利用者から質の高い事業の早期完成要望が強まっていた。
- ③ 財源的制約が強まり、従来以上に公共調達における Value for Money（費用に対する価値、以下「VFM」という）の向上が重要な課題になってきた。そのためには発注者と受注者間のパートナーシップに基づく協働が不可欠である。パートナーシップを醸成するため、両者がそれぞれの役割と倫理観に基づき適切な緊張を保ちながら、長期のビジネス関係を維持する発注方式を模索する動きが活発になった。

このような背景において、フレームワーク合意方式は事前に条件が全て規定された同種の調達を繰り返す場合に効率的な手法として、広く利用されるようになったと考えられる。

フレームワーク合意方式が規定されている EU 指令と、EU 指令に基づいて制定された PCR の関係について表-1 にまとめる。

表-1 EU 指令と PCR の関係

EU 指令		PCR
Directive 2004/18/EU	→	PCR2006 年版
Directive 2014/24/EU	→	PCR2015 年版

¹ Office of Government Commerce : 2000 年から 2011 年まで存在した財務省の部局。その後内閣府の効率化改革グループに編入

2.2. 関連規則およびガイドライン等

(1) 関連規則

① EU 指令 (2014/24/EU)

EU 指令全体の構成およびフレームワーク合意方式に関連する条を表-2 に示す⁽²⁾。

表-2 2014/24/EU の構成

第 I 編 範囲、定義と基本方針
第 I 章 範囲と定義
第 II 章 一般ルール
第 II 編 公共契約のルール
第 I 章 手続き
第 25 条 GPA およびその他国際協定に関連する条件
第 26 条 手続きの選択
第 27 条 公開手続き
第 28 条 制限手続き
第 29 条 交渉による競争手続
第 30 条 競争的対話
第 31 条 イノベーション・パートナーシップ
第 32 条 事前公告なしの交渉手続きの使用
第 II 章 電子および集合調達の技術と道具
第 33 条 フレームワーク合意方式
第 III 章 手続きの実施
第 III 編 個別の調達の体制
第 I 章 社会福祉およびその他特定サービス
第 II 章 デザインコンテストの規則
第 IV 編 ガバナンス
第 V 編 移譲される権限、実施者権限および最終条項付録

フレームワーク合意方式に関しては第 33 条に規定がある。第 33 条は第 1 節から第 5 節で構成され、その内容を表-3 に示す。第 1 節ではフレームワークに合意する際にはこの EU 指令の手続きに従うことが規定されていて、具体的には第 II 編、第 I 章の手続き（公開手続き²、制限手続き³等）が適用される。

表-3 第 33 条の内容

1. 契約機関はこの EU 指令に示された手続きに従う場合はフレームワークに合意できる。

² 関心のある全ての企業が入札に参加できる手続き

³ 全ての企業が参加表明を提出できるが、これら企業のうち、発注機関の事前資格審査（PQ：Pre-Qualification）後に招待された企業のみが入札に参加できる手続き

フレームワーク合意方式とは、一者または複数の契約機関と、一者または複数の企業間の合意であり、その目的は、定められた期間内で締結される契約の特に価格と、必要に応じて予測される数量に関する条件を定めることである。

フレームワーク合意の期間は、特にフレームワーク合意の目的に応じて十分に正当化された例外的な場合を除き、4年を超えてはならない。

2. フレームワーク合意に基づく契約は、本節と第3節および第4節に記された手続きに従って締結される。

それら手続きは、競争や意思確認の案内でこの目的のために明確に認識できる発注機関と、フレームワークに合意した企業間で適用される。

フレームワーク合意に基づく契約を締結する際に、特に第3節で言及される場合においては、決してフレームワーク合意に定められた条件を本質的に修正してはならない。

3. 単一の企業とフレームワークに合意した場合、合意に基づく契約はフレームワーク合意の条件の範囲内で締結しなければならない。

それら契約の締結では、契約機関は必要に応じて、フレームワークに合意した企業に書面にて入札に参加するよう要求する。

4. 複数の企業とフレームワークに合意した場合、フレームワーク合意は次に示すいずれかの方法で実践されなければならない。

(a) 関係する工事、サービスそして物品の提供に関する全ての条件と、フレームワークに合意したどの企業が実施すべきかの客観的な条件が規定されていれば、再度競争に付すことなく、フレームワーク合意の条件に従う。後者の条件はフレームワーク合意の調達書類に記載されている必要がある。

(b) 関係する工事、サービスそして物品の提供に関する全ての条件がフレームワーク合意に規定されていれば、一部では(a)に従い再競争に付さず、それ以外では(c)に従いフレームワーク合意の企業間の再競争に付す。そのためにはこの可能性が契約機関によりフレームワーク合意の調達書類に規

定されていることが前提となる。フレームワーク合意の条件により、どの工事、物品またはサービスが再競争または直接調達かの選択は、客観的な基準に従う必要があり、その基準もフレームワーク合意の調達書類に記載されなければならない。調達書類には競争に付した場合の条件も明示する必要がある。

本項目の最初の段落にある可能性は、関係する工事、サービスそして物品の供給の全ての条件が規定されたフレームワーク合意による全ての調達に対して適用される。関係する工事、サービスそして物品の供給の全ての条件が既に他のフレームワーク合意で規定されているかは関係しない。

(c) 関係する工事、サービスそして物品の提供に関する全ての条件がフレームワーク合意に規定されていない場合は、フレームワークに合意した企業間で再競争に付す。

5. 第4節の(b)と(c)で言及された競争は、フレームワークの合意時に適用されたものと同じ条件、必要に応じてもっと詳細に考案された条件および適切な場合にはフレームワーク合意の調達書類に記載された他の条件に基づく。いずれの場合においても以下の手続きに従う。

(a) 締結される全ての契約で、契約機関は契約の履行が可能な企業に書面にて問い合わせる。

(b) 契約機関は契約の内容による複雑さや入札を送付するのに必要な時間を考慮して、契約ごとに競争参加者にとって十分な提出期限を設定しなければならない。

(c) 入札は書面にて提出されなければならない。決められた送付期限が過ぎるまで開封してはいけない。

(d) 契約機関は各契約についてフレームワーク合意の調達書類に記載された基準により最良の競争参加者を選定しなければならない。

その他、関連する条項として、EU指令の適用を受けるのは、税抜きでの予想契約額が基準額以上となる場合であり、現在のEU指令適用基準額(以下「EU基準額」という)は表-4のとおりである[第4条参照]。EU基準額の適用にあたり、

フレームワーク合意方式では期間中の全個別発注による合計額を考慮しなければならない [第 5 条参照].

また期間中の契約変更に関する規定は、通常の契約と同様、フレームワーク合意方式にも適用される [第 72 条参照].

表-4 EU 基準額

調達の種類	基準額
公共工事	€5,186,000
中央政府による公共の物品とサービス、デザインコンテスト。ただし防衛分野における契約機関の物品調達では付録Ⅲの製品のみが対象となる。	€134,000
準中央政府による公共の物品とサービス、デザインコンテスト。ただし中央政府の防衛分野における物品調達では付録Ⅲにない製品が含まれる。	€207,000
付録Ⅳにある社会およびその他特定サービス	€750,000

② EU 指令 (2004/18/EC)

他のガイドライン等の解説に関連するため、2004 年版の EU 指令でフレームワーク合意方式に関する第 32 条 (2014 年版の第 33 条に相当) について、2014 年版と記載の異なる第 2 節と第 4 節を示す⁽³⁾。

表-5 2004/18/EC の第 32 条の規定 (抜粋)

2.	<p>フレームワーク企業は、第 53 条の基準に基づき選定されなければならない。</p> <p>-----</p> <p>第 53 条 (抜粋)</p> <p>(a) 最も経済的に有利な入札</p> <p>(b) 最低価格</p> <p>-----</p>
4.	<p>複数の企業とフレームワークに合意する場合は、少なくとも 3 者以上でなければならない。</p> <p>フレームワーク合意に基づく契約では、次のいずれかの手続きに従って締結される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再度競争することなく、フレームワーク合意で定められた条件を適用する。または、 ・ フレームワーク合意に全ての条件が定められていない場合、合意内容と同様の条件あるいは、より詳細に定めた条件等に基づき、そして必要であればフレームワーク合意の仕様書から参照される他の条件によって、以下の手続きに従い、企業は再度競争を行う。(具体的な手続きは 2014 年版の第 5 節の (a) ~ (d) とほぼ同一内容のため省略)

2004 年版と 2014 年版の主な相違点として以下がある。

- ・ フレームワーク企業の選定基準については他の契約手法と共通の条項が適用される。2004 年版では第 53 条で「最も経済的に有利な入札」と「最低価格」の 2 つの基準が記載されていたが、2014 年版では第 67 条の第 1 節に従い、契約機関の視点により評価された「最も経済的に有利な入札」で選定することが規定されている。
- ・ 2004 年版では複数の企業と合意する場合は 3 者以上という規定があったが、2014 年版ではなくなった。
- ・ フレームワーク合意に基づく個別発注の受注者の選定方法について、2004 年版では随意契約と簡易競争の 2 つの方法のみであったが、2014 年版ではこれらを併用する場合は追加された。

③ PCR⁽⁴⁾⁽⁵⁾

2014 年の EU 指令の改正を受けて PCR も 2015 年に改正された。規則 33 でフレームワーク合意方式について規定されている。EU 指令とは一部、構成が異なるものの内容は同一のため、本資料での掲載は省略する。

フレームワークの合意では EU 指令と同様の手続きが適用される。複数の企業と合意する場合の数について、EU 指令と同様、2006 年版では 3 者以上と規定されていたが、2015 年版ではその規定がなくなった。規則が適用される基準額は EU 指令の基準額が準用され同額となる [規則 5 参照]。企業の選定基準も EU 指令と同様となっている [規則 67 参照]。

(2) 欧州委員会による解説

2005 年の 7 月に欧州委員会よりフレームワーク合意方式の解説『Explanatory Note-Framework Agreements-Classic Directive』が発行されている。2004 年の EU 指令に対応した解説となっている。解説の構成を表-6 に示す⁽⁶⁾。

表-6 欧州委員会による解説の構成

1. 序文と定義
1.1. EU 指令によるフレームワーク合意方式のタイプ
2. フレームワークの合意
2.1. フレームワーク合意の全てのタイプ (全ての条件を規定しているか否か)
2.2. 全ての条件を規定しないフレームワーク合意 (厳密な意味でのフレームワーク合意、フレームワーク契約を除く)
3. フレームワーク合意に基づく契約の締結

- 3.1. 全ての条件を規定する単一の企業とのフレームワーク合意（単一者フレームワーク契約）
- 3.2. 全ての条件を規定する複数の企業とのフレームワーク合意（複数者フレームワーク契約）
- 3.3. 全ての条件を規定せず単一の企業とのフレームワーク合意（厳密な意味での単一者フレームワーク合意）
- 3.4. 全ての条件を規定せず複数の企業とのフレームワーク合意（厳密な意味での複数者フレームワーク合意）

1.1 では、フレームワークの合意時に条件を全て規定するか否かで以下のように定義している。

- ・ 条件を全て規定する場合：フレームワーク契約 (Framework Contracts)

- ・ 条件を全て規定しない場合：厳密な意味でのフレームワーク合意 (Framework Agreements in Stricto Sensu)

さらにフレームワーク企業が単数と複数の場合を考慮することにより4つのフレームワーク合意方式のタイプとなる。タイプごとの記載内容について表-7のように整理される。

2章では供給者の固定化に関する問題に対して、ロットの活用が解決策として提示され、中小企業の公共調達への参加につながるとされている。またEU指令では、フレームワークの合意時に価格等を設定することを要求していないことにも留意する必要がある。

第3章ではフレームワークに基づく契約の締結方法について4つのタイプごとに記載している。

表-7 フレームワーク合意方式のタイプと記載内容

タイプ			記載内容		
番号	1.1 条件	企業数	2章		3章
			2.1	2.2	
1	全ての条件を規定する	単一	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレームワークに合意するにあたり、契約機関は通常の手続きを使用する。すなわち公開または制限手続きであり、当該条項を明確に満たした場合は、事前通知有りまたは無しの交渉手続きとなる。 ・ 複数の企業とのフレームワーク合意に関して、最小の企業数が3者という特別な規則には注意を要する。当然、許容可能な入札および/または企業の数が存在することが条件となる。 ・ 複数の契約機関が1つのフレームワーク合意を使用する場合、これら契約機関は契約通知にて明確に特定される必要がある。 ・ フレームワーク合意の期間は4年間に制限されていて、これはフレームワーク合意に基づく契約にも適用される。しかしながらフレームワーク合意の内容により、十分に説明された例外的な場合は、より長い期間となりうる。 		3.1. 全ての条件を規定する単一の企業とのフレームワーク合意 (単一者フレームワーク契約) フレームワーク合意自体が拘束力のある全ての条件を設定しているため、最初の提示を補足する余地はない。ゆえにフレームワーク合意で設定された条件に基づき、制限の範囲内（特に物品、工事またはサービスの範囲と数量）で、発注は独占的に実行される。
		複数			<ul style="list-style-type: none"> ・ フレームワーク合意の期間と競争の条項は、有力な供給者に関する問題を避けるのに役立つ。しかしこれはEUの競争規則の制限により、十分でない場合もある。他に有益かつ必要でもある方法は、適切な大きさのロットに分けて、すべてのロットを対象とした入札を禁止することである。この方法は、フレームワーク合意のもと中小企業の公共調達への参加を促進するための装置としてもさらに有効である。
3	全ての条件を規定しない	単一	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレームワーク合意の期間と競争の条項は、有力な供給者に関する問題を避けるのに役立つ。しかしこれはEUの競争規則の制限により、十分でない場合もある。他に有益かつ必要でもある方法は、適切な大きさのロットに分けて、すべてのロットを対象とした入札を禁止することである。この方法は、フレームワーク合意のもと中小企業の公共調達への参加を促進するための装置としてもさらに有効である。 	EU 指令は特定の内容について最初に設定されることを要求していない。特に価格については、フレームワーク合意自体で設定する必要がないことは重要である。	3.3. 全ての条件を規定せず単一の企業とのフレームワーク合意 (厳密な意味での単一者フレームワーク合意) 個々の契約はフレームワーク合意で設定された条件と、当初合意で設定されなかったフレームワーク合意を完成させるために追加された条件を組み合わせることで締結される。
		複数			3.4. 全ての条件を規定せず複数の企業とのフレームワーク合意 (厳密な意味での複数者フレームワーク合意) フレームワークに合意した全ての企業には書面にて連絡をとる。この書面による連絡では、契約機関は入札が要求される契約の目的物と提出期限を示す。選定基準は必ずしもフレームワークの合意時と同様である必要はないことは重要である。よって最も経済的に有利な入札という観点から、“品質による”基準だけでフレームワークを合意し、個々の契約の特定では最低価格に基づくことは十分に可能である。当然ながらこの基準はフレームワーク合意の仕様書で規定される必要がある。

(3) フレームワーク合意方式 OGC ガイダンス

OGC は PCR2006 年版の公布にあわせて 2006 年 1 月に『フレームワーク合意方式ガイダンス (OGC Guidance on Framework Agreements in the Procurement Regulations)』を発行し、2008 年 9 月版が最新となっている。ガイダンスでは、規則の条文の解釈、補足や運用上の注意点について説明しており、運用指針のような内容となっている。ガイダンスの構成は表-8、各章の記載内容 (抜粋) は表-9～表-12 のとおりである⁷⁾。

表-8 ガイダンスの構成

1. 序文
2. フレームワーク合意とは?
3. フレームワークの合意
- 初期の検討事項
- OJEU 公告要件
- フレームワーク企業の選定
4. 個別発注
5. フレームワーク合意の例

第 2 章ではフレームワークに合意する際の調達には EU の調達ルールの適用対象であることや、フレームワーク合意の契約上の性質について記載されている。フレームワーク合意はその後の個別発注の条件を定めるが、発注機関は必ずしもフレームワーク企業から調達を実施する義務を負わない。

表-9 ガイダンス第 2 章の記載内容 (抜粋)

2. フレームワーク合意とは?
2.1
・通常、フレームワーク合意自体は契約ではないが、フレームワークに合意するための調達は、EU の調達ルールの適用対象となる。
・時にはフレームワーク合意が、その性質により、EU の調達規則が適用される契約となり得る。その場合とは、書面によりフレームワーク合意が金銭的利益 (英国の法律用語での約因) となる物品、工事そしてサービスの購入についての義務を生じさせる場合である。
2.2
・ただし、「フレームワーク合意」という用語は、通常、EU のルールが適用される契約の定義には含まれない合意を指すものとして使用される (この合意によってある程度の契約上の義務が発生するにもかかわらず)。
・そのような合意は、その後の個別発注の条件を定めるが、調達者に購入の義務は発生しない。
・合意に基づいて物品、工事、サービスが個別発注された時、各規則における契約となる。

・発注者は、VFM が得られるときは自由にフレームワーク合意を使うことができるが、そうでない場合は合意に縛られることはなく、他から調達することができる。

第 3 章では、初期の検討事項として VFM の観点からフレームワーク合意方式が最適な手法であるか否か、またフレームワーク合意を通じて価格決定構造が機能すること (価格競争が行われる)、さらに複数の契約機関が協同してフレームワーク合意を用いることが記述されている。

その他には、VFM 達成のため、同一の物品やサービスについて過多のフレームワークを設立しないこと、EU の官報である OJEU⁸⁾で公告すべき内容および契約者の選定方法を示している。

表-10 ガイダンス第 3 章の記載内容 (抜粋)

3. フレームワークの合意
○初期の検討事項
3.1
・フレームワーク合意が特定の物品、工事、サービスの調達のための適切な手法であるか検討することは重要である。これは契約機関または関連する機関にとって VFM が得られるかの判断であり、そのためには購入品の種類と、購入品の詳細を事前に考慮する必要がある。
・VFM 達成のため、フレームワークは価格決定メカニズムが機能しなければならない。これは現在の価格が固定されているという意味ではなく、フレームワーク合意の期間に個別発注による特定への要求に対して、価格決定構造が機能するということである。
・品質のみによってフレームワークに合意し、その後、簡易競争で提案される価格によって調達することは可能だが、このことは VFM とは一貫しない。フレームワークの合意時には価格や価格決定構造を設定できないという限られた状況においてのみ適切と見なされる。
・個別発注される物品および/またはサービスの内容・種類をフレームワークの合意時に決めることは可能なはずである。当初仕様の範囲であれば、必要となる物品、サービスおよび工事の品質を上げることは問題ない。
3.3
・期間中の予想最大額が該当する EU 基準額を超え、EU 指令の除外要件に含まれない場合、フレームワーク合意を OJEU で公告する必要がある。
3.4
・契約機関が中央購買機関として機能する場合、フレームワーク合意を他の契約機関を代表して設立・公告する。EU の規則がその様な中央購買機関に遵守されているならば、

表-11 ガイダンス第4章の記載内容（抜粋）

OJEUに含まれている機関に限り、必要に応じてフレームワーク合意を使用することができる（3.6を参照のこと）。

3.5

- ・個別の状況を考慮する必要があるが、公的セクター間で最大限に共有できるようフレームワークに合意できるか検討することは価値がある。

○OJEU 公告要件

3.6

- ・OJEU の公告は以下を満足する必要がある。
 - －フレームワークが合意されることを明確にする。
 - －フレームワーク合意の条件の下、発注の権利がある全ての発注機関の情報を提示する。機関は個々の名前を記載するか、または契約機関の認識可能な分類名を使用することができる。
 - －フレームワーク合意の期間を示さなければならない。例外的な状況を除き、最大で4年である。フレームワーク合意のもと効果的な競争を確保するため、もし投資に対する十分な見返りを得るには4年間が十分でない場合、より長い期間でも正当化されることもある。
 - －個別発注による物品、工事またはサービスの総額の見込額と、そして可能な限り、合意の基で契約される個別発注の見込額と頻度を含める。

○フレームワーク企業の選定

3.8

- ・一度 OJEU に公告が掲載された後、フレームワークに合意する発注機関は、全ての調達段階で PCR に支配される規則に従わなければならない。これは公開手続きか制限手続き、もし条件が揃えば交渉手続きまたは競争的対話の使用、および仕様書、候補者の選定に係る規則の遵守を含む。

3.9

- ・同一の物品、工事またはサービスについて単一のまたは複数の供給者とフレームワークの合意ができる。後者の場合少なくとも供給者が3者必要であり、そのためには選定基準を満たし、選定基準に適合した入札書を提出した十分な数の候補者が必要となる。

第4章では個別発注について記述している。EU 指令に規定される完全な手続き段階を踏む必要はない一方で、不当な差別の禁止を含む、関連する EU の条約を適用する必要がある。

4.4以降でフレームワーク企業が複数の場合、物品、工事、サービスの個別発注の受注者選定方法に関する2つの選択肢について説明している。

4. 個別発注

4.1

- ・もしフレームワークに合意する際に適切に規則に従っていたならば、個別発注の受注者選定において、契約機関は EU 指令に規定される完全な手続き段階を踏む必要はない。しかし不当な差別の禁止を含む、関連する EU 条約の条項および条項に基づく方針については、この段階で適用する必要がある。差別的、不適切または競争をゆがめることが発生しないよう、契約機関は十分に注意する必要がある。
- ・個別発注の受注者の選定については以下の基準に従い、契約機関は自由度を有する。
 - －複数の供給者を有するフレームワーク合意で個別発注にあたり簡易競争を必要とする場合、透明性を確保し供給者の不平等な扱いを回避するために、その意図が事前に公表され、各基準に対する変更の幅が決められているならば、選定基準の重み付けを変えることは認められる。
 - －複数の供給者を有するフレームワーク合意で随意契約が予定されている場合、価格/品質についての要求が時期により変化するという事実を反映して、個別発注での重みづけを変えることが可能である。しかしながら調達者は、フレームワーク期間中の要求が変化する可能性があるという事実を反映するために、仕様書で柔軟性を認めるべきである。
 - －簡易競争での選定基準は、もし元の選定基準に関係する（由来する）ならば、フレームワーク合意時の選定基準から変えることが可能である。

4.2

- ・フレームワーク合意に基づく個別発注の期間について PCR で特に明確に制限されていない。一方、欧州委員会による解説では、フレームワークと同様、個別発注も4年以内と決められている。個別発注の期間は、他の契約と同様、その購入にとって適切であり、VFM の考慮を反映する必要がある。

4.3

- ・フレームワークを単一の提供者と合意する場合、個別発注の受注者はフレームワーク合意に規定された条件により特定されなければならない。合意時以外の条件により改良または補足してはならない。

4.4

- ・物品、工事、サービスのフレームワークを複数の提供者と合意する場合、個別発注の受注者の特定には2つの選択肢がある。

○選択肢1：フレームワーク合意の条件を適用

4.5

- ・フレームワーク合意で規定された条件が十分明確に個別発注

表-12 ガイダンス第5章の記載内容（抜粋）

注の要求を含んでいる場合、機関は再び競争に付すことなく個別発注の受注者を特定できる。公共契約規則はその方法について規定しておらず、次セクション 4.6 で契約機関が考慮すると有益な可能性のある点を提示する。

4.6

- ・フレームワーク合意で記載する条件は、個別発注に関する条件だけでなく、フレームワークに関連する以下の情報も記載する。
 - －契約機関が競争なしに随意契約できる状況
 - －契約機関がどのように供給者を選ぶか、例えば、フレームワーク合意時の選定基準に基づいた初期の供給者の順位付けを採用する。
 - －もし最初の供給者が要求を満たせない場合、契約機関がどのように次の供給者を選定するか。

○選択肢 2：提供者の間で簡易競争を実施

4.8

- ・フレームワーク合意で規定された条件が個別発注について十分に明確または完全でない場合、フレームワーク内の要求を満たすことができる全ての供給者によって、追加または小規模の競争を実施しなければならない。

4.9

- ・個別発注について簡易競争が実施される場合、契約機関は要求を満たすことが可能なフレームワーク内の提供者を文書にて競争に案内しなければならない。必ずしもフレームワーク内の全ての提供者を含む必要はない。

4.10

- ・フレームワークを複数のロットに分割することにより、提供者が特定の要求に専念でき、また提供者は小さな競争の方が全体的な競争よりも関心のあることに留意することは価値がある。

4.11

- ・この段階において技術的能力や経営状況等により選定することはできない。これはフレームワークの合意前に実施すべきことであり、その後の競争段階で繰り返すべきではない。

4.12

- ・契約機関は個別発注の目的物および選定された提供者が応札するのに十分な期限を提示しなければならない。

5. フレームワーク合意方式の例

新たな条項により物品、サービスおよび工事のフレームワークが認められている。各タイプの例は以下の通り。

- －小規模工事：OJEU への公告により最も経済的に有利な入札の基準によって英国中の施工者数社がフレームワーク企業となる。施工者が、建設工事、配管工事や電気工事といったカテゴリーに属するサービスを提供する。時間給、出勤にかかる費用そして品質レベルだけでなく発注機関が要求の発生に応じて、いかに受注者を選ぶかといった情報がフレームワーク合意で規定される。個別発注の際に発注機関は、当初の選定基準により最も経済的に有利な基準により受注者を決定する。条件は改良の必要もないため、簡易競争を用いる必要はない。他の手段としては、地域ごとに単一の企業とフレームワークに合意することも考えられる。
- －大規模工事 1：フレームワーク合意は大規模工事プログラムの一部として建設されるユニットについて必要となる。OJEU への公告と選定プロセスに従い、財務状況と技術能力に基づく最も経済的に有利な入札の基準によって、少数の元請施工者が合意期間で必要に応じて建設されるユニットのためにフレームワーク企業に選定される。ここでユニットとは刑務所の独房、病院の病棟（重大、事故、緊急等）、駐車場などを含み、これらには標準的な大きさ、設計または要求性能がある。フレームワーク企業の選定は要求を満たす品質/単価の組み合わせに基づく。個別発注の際には簡易競争が実施され、要求を満たす全ての施工者が案内される。必要なユニットごとに最も経済的に有利な入札を提出した者が受注者として選定される。
- －大規模工事 2：フレームワークは 4 年間にわたる様々な場所での標準的なサイズのビルまたはオフィススペースのために必要である。OJEU への公告と選定プロセスに従い、財務状況と技術能力に基づく最も経済的に有利な入札の基準によって、元請施工者数社がフレームワーク企業に選定される。個別発注の際に簡易競争を実施するという決定がなされたならば、要求を満たす全ての企業が競争に案内される。フレームワーク期間の終了間際に発注した工事の場合、期間が終了しても工事完成まで続けられる。

第5章ではフレームワーク合意方式の事例を6例挙げている。最初の3例が工事以外であり、残りの3例が工事の例である。工事の例を紹介する。

2.3. 適用状況

(1) 全体的な傾向

EU、英国政府から市町村までの様々な発注機関によるインターネット上の調達公告サイトの検索により、フレームワーク合意方式の適用件数を調査した。サイトおよび検索結果を表-13に示す。次項での詳細な分析については、EU基準額以上の案件が掲載されるTEDの検索結果を中心に行った。

表-13 インターネット上の調達公告サイトと検索結果

サイト名称	TED ⁴	Contract Finder (CF)	Sell2Wales	PCS	The Chest	Supply The South West	London Tenders Portal	NEPO	CSW	Coventry	Worcestershire	Staffordshire
対象地域	EU	英国政府	ウェールズ	スコットランド	北西イングランド	南西イングランド	ロンドン	北東イングランド	市区町村			
URL	http://ted.europa.eu/TED/main/HomePage.do	https://online.contractsfinder.businesslink.gov.uk/Login.aspx?site=1000&lang=en	http://www.sell2wales.gov.uk/Default.aspx	https://www.publiccontractscotland.gov.uk/Access/Login.aspx	https://www.the-chest.org.uk/procurement/supplier.nsf/frm_home?ReadForm	https://www.supplyingthesouthwest.org.uk/procontract/supplier.nsf/frm_home?ReadForm	https://www.londontenders.org/procontract/supplier.nsf/frm_home?ReadForm	https://www.tegov.com/procontract/supplier.nsf/frm_home?openForm&Login	https://in-ten.dhost.co.uk/csw-jets.aspx/Home	https://tendering.coventry.gov.uk/selfservice/logout.cmd	http://www.worcestershire.gov.uk/eTendering/Login.aspx	http://www.staffordshire.alto.co.uk/selfservice/logout.cmd
適用件数 工事/全調達 (総公告数)	12/179 (1114)	72/964 (-)	3/393 (4218)	2/111 (1456)	1/4 (112)	1/1 (61)	0/2 (53)	1/2 (64)	1/2 (18)	0/0 (2)	0/0 (15)	2/20 (90)
検索条件 (絞り込み)	contract : Works All Current Notices 過去一年	notice for : Works Everything 過去一年	キーワード* : CPV 50000000/45000000 2013/6以降		カテゴリー : Works/全体			案件数が少ないため全数確認				
サイト掲載情報	EU基準額以上	EU基準額以下、下請け契約も掲載			このサイトと提携している地方公的機関の入札情報。下請け契約もある。							
備考			主に直近で公開された案件を掲載。過去の案件も検索できるが分別表示が困難。公開日・期間を選べる。		過去の案件、将来発注予定の案件も表示できるが、これらを分けて検索できない。公開日・期間の選択はできない。落札情報は掲載なし。			直近の案件のみ掲載。				

検索日 2013/11/20 (TEDのみ 2013/12/20)

⁴ Tenders Electronic Daily の略

(2) TED の検索結果の分析

① フレームワーク合意方式の案件数

前項での TED での検索によると、公示段階の 1,114 件の公告のうち、16%に相当する 179 件がフレームワーク合意方式の案件である。内訳を見るとサービスや物品の調達が大部分を占め、工事の調達は 12 件と少ない。

EU 基準額以下の案件が掲載される英国政府サイト Contract Finder では、フレームワーク合意方式の案件は TED よりも多く 964 件が公告されている。このうち工事案件は 7% の 72 件であり、TED 同様、サービス・物品調達の案件が大多数を占めている。

その他、地方レベルでは、ウェールズやスコットランドでフレームワーク合意方式による案件が見られるが、工事に限定すると 2~3 件と少ない。

② 工事案件の特徴

2013 年の 1 年間に TED で掲載された特定通知を検索すると、工事分野でフレームワーク合意方式は 129 件あり、その各種内訳は図-2~図-5 の通りである。これら案件の一覧を巻末資料 A に掲載する。

事業分野では全体の 61%を建築（公営住宅、学校、市庁舎等の建設・修繕）が占めており、道路事業や河川事業といった土木分野への適用は多くない。

発注機関では、地方自治体やその他 1 の公営企業が多く、中央政府からの発注案件は少ない。

入札手続きでは制限手続きが最も多く 69%を占め、公開手続き、交渉手続きが続く。

選定基準は最も経済的に有利な入札を採用する案件が 92%を占め、最低価格を採用する案件も 5%ある。

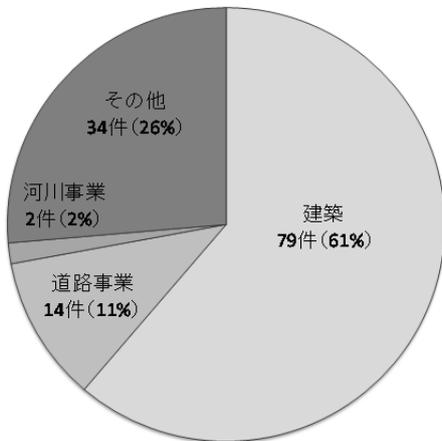


図-2 フレームワーク合意方式の内訳（事業分野）

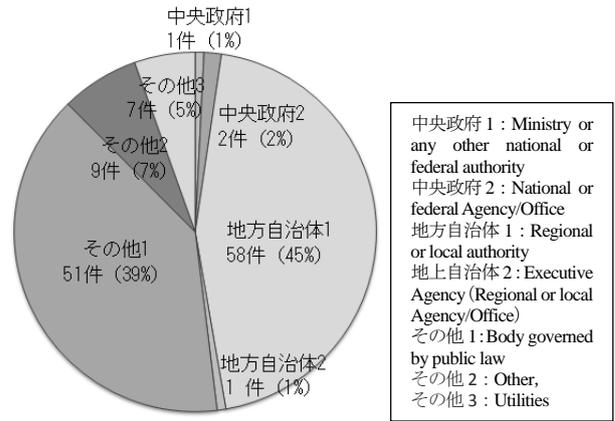


図-3 フレームワーク合意方式の内訳（発注機関）

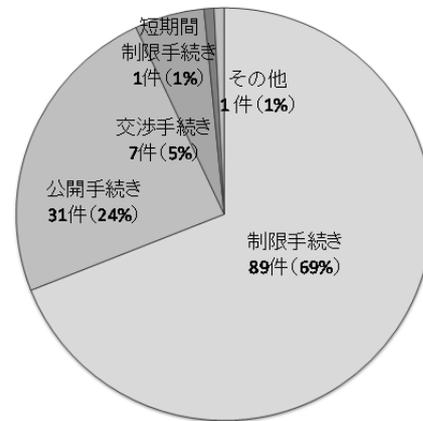


図-4 フレームワーク合意方式の内訳（入札手続き）

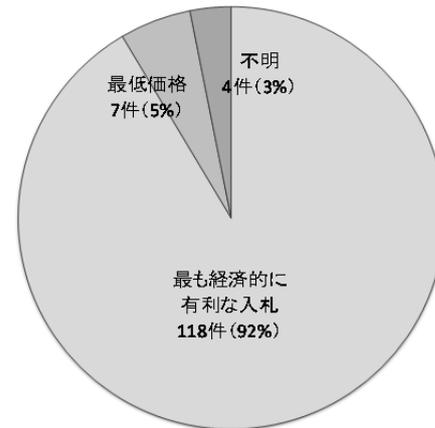


図-5 フレームワーク合意方式の内訳（選定基準）

③ 道路事業での適用状況

TEDの検索による道路事業14件のフレームワーク合意方式の概要を表-14に、個々の事例を表-15～表-17に整理する。これら事例の多くは、内容、地域、案件規模等に応じた複数のロットを持ち、1つの公告により、ロット毎にフレームワーク合意がなされる。以下に行う分析のうち「競争参加者数」、「フレームワーク企業数」、「予想個別発注合計額」の項目については1ロット=1件として集計を行う。

表-14 道路事業のフレームワーク合意方式の概要

項目	集計結果	備考
発注機関	地方自治体：10件 公営企業：4件	
他機関からの発注可能性	有り：5件 無し：9件	
入札手続き	公開：5件 制限：9件	
ロット分割	有り：9件（2～13ロット） 無し：5件	全62ロット
競争参加者数	1～33者（平均値10.1者，中間値8.5者）	1ロット=1件として整理 全36件 制限手続きは事前資格審査後の参加者数
	<制限手続きの場合> 1～24者（平均値9.0者，中間値8者）	
	<公開手続きの場合> 7～33者（平均値15.3者，中間値10.5者）	
フレームワーク企業数	1～24者（平均値4.9者，中間値4者）	1ロット=1件として整理 全52件
	<制限手続きの場合> 1～24者（平均値4.5者，中間値4者）	
	<公開手続きの場合> 3～21者（平均値6.2者，中間値4者）	
予想個別発注合計額	£0.15M ⁵ ～581M （平均値£52.6M，中間値£4M）	1ロット=1件として整理 全42件
個別発注規模	£200～10M	14件中6件のみで表示
フレームワーク合意期間	1～8年間（平均値4.2年，中間値4年）	通常4年が最大

ロット分割は14件中9件で行われており、工種、対象、地域、規模のいずれかまたは組み合わせによって分類がなされている。複数ロットの案件について、ロット分割の方法とロットの内容を表-18に示す。表-15～表-18の事例No.は同一である。

⁵ Million（100万）の略，以下同様

表-15 道路分野のフレームワーク合意方式の事例 (1/3)

No.	契約通知日 契約日	契約通知 ⁶ 番号 特定通知 ⁷ 番号 案件名	発注機関 (種別)	他機関 発注	入札 手続	期間 (年)	ロット 数*	競争参 加者数	企業数	予想個別発注合計額 (£)	個別発注規模 (£)	評価基準	備考
1	2012/5/15 2012/12/7	2012/S 95-156502 2013/S 005-004675 Structures Maintenance Framework Agreement for Hertfordshire County Council	Hertfordshire County Council (地方自治体)	×	制限	4	1	5	1	7M	-	MEAT ⁸ 1. 価格 60 2. 品質 40	
2	20012/3/5 2012/9/13	2012/S 45-073504 2013/S 076-126434 Repair, Maintenance and Improvement of Roads Related Structures	Renfrewshire Council (地方自治体)	×	公開	4	2	L1: 8 L2: 7	L1: 3 L2: 4	4.4M	L1: ~75,000 L2: 75,000~	MEAT 1. 価格 90 2. 品質 10	
3	2011/6/23 2012/8/30	2011/S 122-202167 2013/S 079-132151 Minor Works Improvement Framework	Merseyside Passenger Transport Authority (公営企業)	○	制限	4	3	L1: 10 L2: - L3: -	L1: 4 L2: - L3: -	L1: 15M ~25M L2: - L3: -	-	MEAT 1.品質 50 2.価格 50	L2, L3 は 公告後に 入札中止
4	2012/7/17 2013/4/9	2012/S 137-228671 2013/S 088-148878 C1 Rate Only Tender for Road Maintenance and Minor Civil Engineering Works less than GBP 500,000	Fife Council (地方自治体)	×	制限	1+2	1	24	24	2M~5M (契約延長の場合 : 6M~15M)	~500,000	最低価格	
5	2012/10/12 2013/4/2	2012/S 199-327248 2013/S 096-162745 South East Wales Highways and Civil Engineering Contractors' Framework Agreement	Rhondda Cynon Taf CBC Procurement Unit (地方自治体)	○	制限	4	12	L1:14 L2:14 L3:12 L4:14 L5:15 L6:13 L7:13 L8:14 L9:15 L10:12 L11:6 L12:5	L1: 6 L2: 6 L3: 6 L4: 6 L5: 6 L6: 6 L7: 6 L8: 6 L9: 6 L10: 6 L11: 4 L12: 4	-	L1~4: ~100,000 L5~8: ~250,000 L9: 250,001~2M L10: 2M~5M L11: ~10M L12: ~5M	MEAT	

⁶ Contract Notice : TED での公示

⁷ Award Notice : TED での受注者決定の通知

⁸ MEAT : Most Economically Advantageous Tender (最も経済的に有利な入札)

表-16 道路分野のフレームワーク合意方式の事例 (2/3)

No.	契約通知日 契約日	契約通知番号 特定通知番号 案件名	発注機関 (種別)	他機関 発注	入札 手続	期間 (年)	ロット 数*	競争参 加者数	企業数	予想個別発注合計額 (£)	個別発注規模 (£)	評価基準	備考
6	2012/5/24 2013/3/27	2012/S 101-167656 2013/S 116-197183 Framework Agreement for Early Contractor Involvement (ECI) and Construction	Transport for London - Surface Transport (公営企業)	×	制限	4	3	L1: - L2: - L3: 5	L1: - L2: - L3: 1	51M	-	MEAT 1.品質 70, 2.価格 30	L1 と L2 は特定情 報なし
7	2011/10/5 2012/11/7	2011/S 193-314337 2013/S 124-212073 London Highways Alliance Contract	Transport for London - Surface Transport (公営企業)	○	制限	8	4	L1: 6 L2: 5 L3: 4 L4: 5	L1: 1 L2: 1 L3: 1 L4: 1	総額 : 747M~1,815M L1: 119M~362M L2: 134M~304M L3: 269M~568M L4: 224M~581M	-	MEAT 1. 品質 30 2. 財務 70	
8	2013/3/13 2013/6/24	2013/S 054-0088495 2013/S 135-233692 Specialist Surface Treatment Works West Yorkshire Contract 1.5.2013 - 30.4.2017	The Council of the -Borough of Kirklees (地方自治体)	○	公開	4	1	11	11	1M~21M	-	最低価格	
9	2012/10/31 2013/5/20	2012/S 213-351943 2013/S 157-273385 Subcontractor Framework Agreement	CORMAC Solutions Ltd (公営企業)	×	制限	2+1 ×2	9	L1: 12 L2: 8 L3: 7 L4: 3 L5: 5 L6: 3 L7: 3 L8: 1 L9: 3	L1: - L2: - L3: - L4: - L5: - L6: 1 L7: 1 L8: 1 L9: -	総額 : 9.6M-38.4M L1: 1.5M/年 L2: 1.5M/年 L3: 2M/年 L4: 450,000/年 L5: 1M/年 L6: 1.5M/年 L7: 1M/年 L8: 150,000/年 L9: 500,000/年	L1: 1,000~80,000 L2: 2,000~100,000 L3: 2,000~50,000 L4: 5,000~100,000 L5: 20,000~80,000 L6: 約 3,000 L7: 200~1,500 L8: ~約 10,000 L9: 300~45,000	MEAT 1. 技術 40 2. 価格 60	L1~L5 お よび L9 は特定情 報なし
10	2012/12/21 2013/3/25	2012/S 248-410213 2013/S 206-356222 Framework Agreement for Highway Maintenance Works to Midlothian Council	Midlothian Council (地方自治体)	×	公開	3+1	1	10	3	1.6M	-	MEAT 1. 品質 60 2. 価格 40	

表-17 道路分野のフレームワーク合意方式の事例 (3/3)

No.	契約通知日 契約日	契約通知番号 特定通知番号 案件名	発注機関 (種別)	他機関 発注	入札 手続	期間 (年)	ロット 数*	競争参 加者数	企業数	予想個別発注合計額 (£)	個別発注規模 (£)	評価基準	備考
11	2012/9/19 2013/10/11	2012/S 182-298653 2013/S 208-359689 Roads and Transport Framework Agreement (2013-2016)	City of Edinburgh Council (地方自治体)	×	制限	3+1	13	-	L1: 6 L2: 6 L3: 6 L4: 3 L5: 2 L6: 3 L7: 6 L8: 6 L9: 6 L10: 6 L11: 4 L12: 4 L13: 4	総額: 90M L1: 2~3M/年 L2: 500,000~2.5M/年 L3: 250,000~2.5M/年 L4: 250,000~1.5M/年 L5: 250,000 L6: 500,000~700,000/年 L7: 1.5M~2M/年 L8: 1.5M~2M/年 L9: 50,000~100,000/年 L10: 400,000~600,000/年 L11: 20,000~50,000/年 L12: 1.5M~4.5M/年 L13: 250,000~1.5M/年	L1: 50,000~500,000 L2: 150,000~750,000 L3: 10,000~150,000 L4: 50,000~500,000 L5: 10,000~50,000 L6: 500,000~700,000 L7: 30,000~100,000 L8: 20,000~50,000 L9: 5,000~15,000 L10: 10,000~100,000 L11: 1,000~5,000 L12: 10,000~100,000 L13: 10,000~100,000	MEAT 1. 価格 70 2. 品質 30	競争参加 者数は不 明
12	2012/12/12 2013/6/4	2012/S 242-397759 2013/S 216-375143 Civil and Highways Engineering Framework	Salford City Council (地方自治体)	○	公開	4	5	23	L1: 5 L2: 5 L3: 4 L4: 3 L5: 3	10M	-	MEAT 1. 価格 70 2. 品質 30	
13	2013/4/17 2013/11/14	2013/S 076-127281 2013/S 223-387689 CP860-13 Framework Agreement for Minor Highway Works	Devon County Council (地方自治体)	×	制限	3+1	6	8	EH: 4 EL: 4 NH: 4 NL: 4 SH: 4 SL: 4	総額: 10.8M East High: 2M/3 年 East Low: 1M/3 年 North High: 1.5M/3 年 North Low: 1M/3 年 South High: 1.5M/3 年 South Low: 1M/3 年	Low: ~150,000 High: 150,000~250,000	MEAT	
14	2013/3/13 2013/11/29	2013/S 054-088395 2013/S 235-407179 Nottingham and Derby City Council Highways Framework.	Nottingham City Council (地方自治体)	×	公開	4	1	33	21	125M	-	MEAT	

表-18 ロット分割の方法とロットの内容

No.	ロット分割の方法	ロットの内容
2	規模	橋、擁壁、立体交差の維持修繕 ロット 1: ~£75,000, ロット 2: £75,000~
3	工種	ロット 1: 土木および幹線道路に関する工事, ロット 2: 建築, ロット 3: 機械・電気
5	工種 地域 規模	ロット 1: エリア A の ~£10 万の維持修繕 ロット 2: エリア B の ~£10 万の維持修繕 ロット 3: エリア C の ~£10 万の維持修繕 ロット 4: エリア D の ~£10 万の維持修繕 ロット 5: エリア A の ~£25 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 6: エリア B の ~£25 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 7: エリア C の ~£25 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 8: エリア D の ~£25 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 9: エリア A~D の £250,001~200 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 10: エリア A~D の £2,000,001~500 万の土木および幹線道路計画に関する新設工事 ロット 11: エリア A~D の ~£1,000 万の幹線道路舗装 ロット 12: エリア A~D の ~£500 万の幹線道路舗装の保護・処置
6	対象 地域	ロット 1: A1 Upper Holloway の高架橋改築, A1 Highbury Corner の高架橋補強, A127 Ardleigh Green 高架橋改築, A406 の高架橋改築 ロット 2: A406 Fore street トンネルの改修 ロット 3: Hammersmith 高架道路 Phase2 補強
7	地域	ロンドンでの幹線道路保全, 改善計画, 信号機関連の土木業務 ロット 1: 北東, ロット 2: 北西, ロット 3: 中央, ロット 4: 南部
9	工種	ロット 1: 排水, 導管, 小規模掘削業務 ロット 2: 縁石, 歩道と関連業務 ロット 3: 舗装 ロット 4: 土質安定処理関連の固定・杭打ち ロット 5: 土工事 ロット 6: 道路計画 ロット 7: 交通管理 ロット 8: ドリル掘削, 砕石爆破 ロット 9: 土木・建築の現場立ち上げ
11	工種 規模	ロット 1: 車道, 歩道, 自転車道工事 ロット 2: 車道, 歩道の主要な維持修繕 (£15 万~) ロット 3: 車道, 歩道の主要な維持修繕 (~£15 万) ロット 4: 車道またその他の舗装路の工事, 改修 ロット 5: 緊急対応工事 (24 時間以内の現場安全確保など) ロット 6: 地方路・車道の再舗装や関連業務 ロット 7: 車道, 歩道の再舗装や関連業務 ロット 8: 車道, 歩道の欠陥瀝青の修繕 ロット 9: 道路マーキング, 目印付けと目印除去 (2 名の担当チーム) ロット 10: 小規模歩道修繕 ロット 11: 表層 (面) 排水システムAの保全, その他関連業務 ロット 12: 街路照明の設置 ロット 13: 街路照明の更新
12	工種 対象	ロット 1: 幹線道路改善 ロット 2: 幹線道路新設工事 ロット 3: 歩道, 敷石, 公共地, 環境改善 ロット 4: 幹線道路, 橋, 地下鉄の新設工事 ロット 5: 幹線道路, 橋, 地下鉄の修繕, 改築
13	対象 地域 規模	小規模の幹線道路業務, 歩道, 自転車道を含む 東, 北, 南の地域ごとにそれぞれ高額・低額の規模で 6 分割 高額: £15 万~25 万, 低額: £~15 万

競争参加者数とフレームワーク企業数の分布を公開手続きと制限手続きに分けて図-6と図-7に示す。公開手続きよりも制限手続きの方が件数の多い。

競争参加者数は36件あたり平均10.1者、中間値8.5者である。5者と14者の2つのピークがある。

一方、フレームワーク企業数では1者の案件が9件あり、複数の場合は3~6者の案件がほとんどである。一部、11者や20者以上の案件もあり、52件あたり平均4.9者、中間値4者となる。

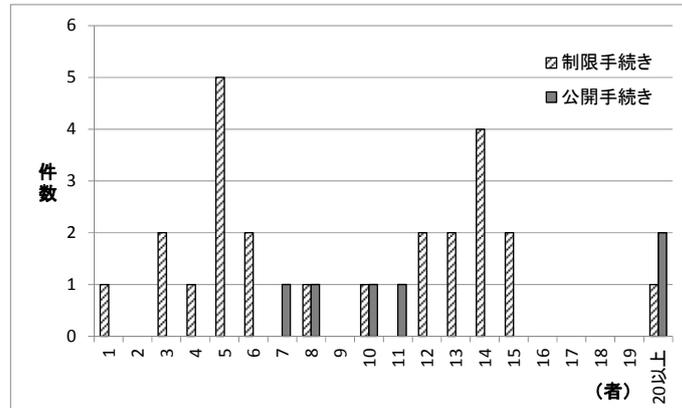


図-6 競争参加者数

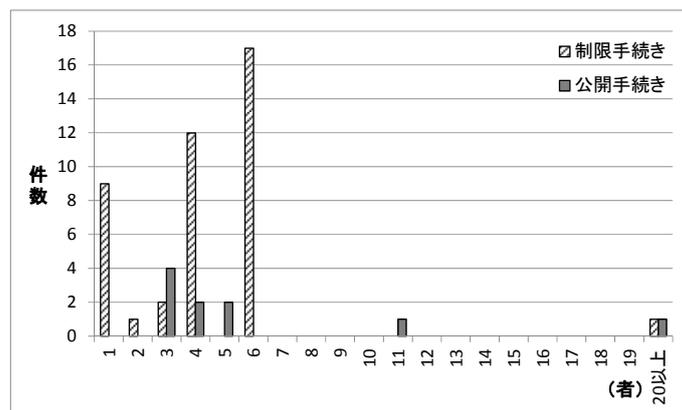


図-7 フレームワーク企業数

期間中の予想個別発注合計額の規模を図-8に示す。幅を持って提示されている場合は最大値を、年ごとの発注額を示している場合は、その額に対して、延長を含まない当初期間の年数を乗じた額を示した。分布が約£15万から£5億8100万と広い。ただし£1,000万以下の案件が半数以上を占め、42件あたり平均£5,256万、中間値£400万となる。

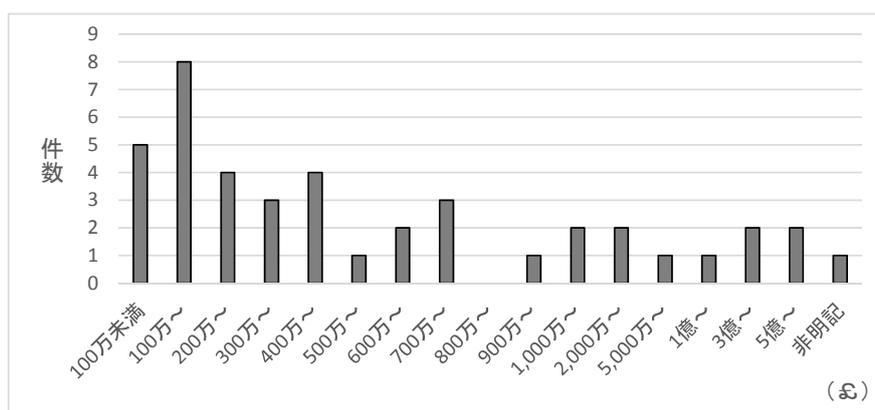


図-8 予想個別発注合計額の規模

個別発注の規模を明示している案件は14件中6件である。最大額と最小額の両方を示している案件、最大額のみを示している案件およびロット分割の境界となる額を示している案件がある。最大額については£10万以下としているものが半数以上である。個別発注の規模について最大額の降順で表-19に示す。

表-19 個別発注の規模

事例番号-ロット番号	最大額 (£)	最小額 (£)	事例番号-ロット番号	最大額 (£)	最小額 (£)
5-11	10,000,000		5-3	100,000	
5-10	5,000,000	2,000,000	5-4	100,000	
5-12	5,000,000		9-2	100,000	2,000
5-9	2,000,000	250,001	9-4	100,000	5,000
2-1	750,000		11-7	100,000	30,000
(2-2)		(750,000)	11-10	100,000	10,000
11-2	750,000	150,000	11-12	100,000	10,000
11-6	700,000	500,000	11-13	100,000	10,000
11-1	500,000	50,000	9-1	80,000	1,000
11-4	500,000	50,000	9-5	80,000	20,000
4	500,000		9-3	50,000	2,000
5-5	250,000		11-5	50,000	10,000
5-6	250,000		11-8	50,000	20,000
5-7	250,000		9-9	45,000	300
5-8	250,000		11-9	15,000	5,000
13-2	250,000	150,000	9-8	10,000	
11-3	150,000	10,000	11-11	5,000	1,000
13-1	150,000		9-6	3,000	
5-1	100,000		9-7	1,500	200
5-2	100,000				

当初の期間に追加期間を加えた合計のフレームワーク合意の期間は、EU 指令等に規定される最長の 4 年を設定している案件が 14 件中 12 件である。

No.7 では期間が 8 年となっていて、この期間を正当化する理由について契約通知にて以下の通り説明している。「フレームワーク合意の目的は競争を活性化し、企業が並外れた VFM を創出する機会を提供し、要求される工事を効果的に実施することにある。資本投資、プラント、システムに関して潜在的に巨大な初期投資が必要となることが認められる。販売組合や多数の企業に意見聴取した結果、最大の効果を実現するために最適なフレームワーク合意期間を 8 年間に決定した。8 年間という期間は、今後数年で既存の契約が終了する発注者がフレームワークに合意することにより（企業の機会を増大し）、必要な施設のリースの交渉を行う際に、高価なプラントを適切に減価償却させ、投資に対する効果が向上する。」

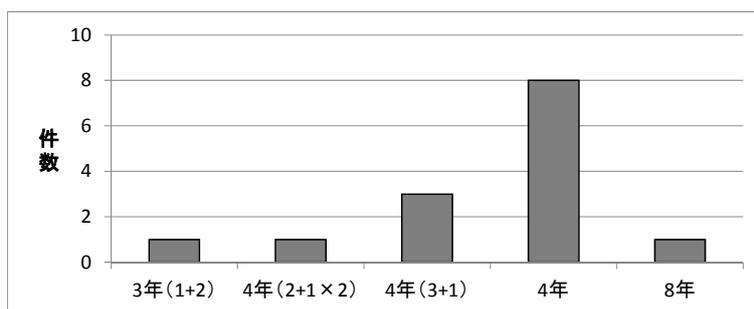


図-9 フレームワーク合意期間

フレームワーク企業選定時の評価基準は、大部分の案件で価格（財務を含む）と品質（技術等を含む）を総合的に評価する「最も経済的に有利な入札」としている。価格と品質の重み付けを公表している事例が 9 件あるが、重み付けの割合は事例ごとに異なる。最低価格とする事例も 2 件ある。

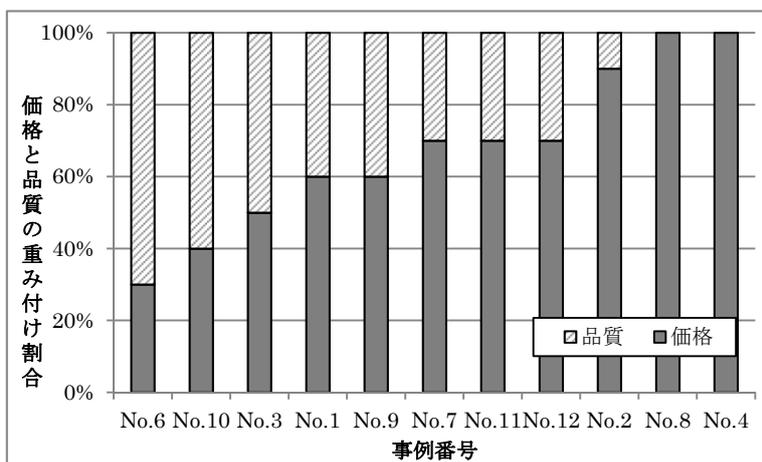


図-10 フレームワーク企業選定時の価格と品質の重み付け

(3) 英国道路庁の事例

英国道路庁（2015年4月1日に Highway England に組織改変）では2000年代前半より、役務では大規模事業でデザインビルド⁹や ECI¹⁰の範疇から外れる初期段階のコンサルティング業務（F/S や概略設計）を、工事では£50万~500万の中規模道路維持修繕工事に4年間を基本としたフレームワーク合意方式を活用する方針を示している。維持修繕工事への採用は1960~70年代に建設した道路の老朽化に対して効率的な工事の実施が求められたことがその背景にある。一方、英国道路庁のスタッフによると現在維持修繕工事の主要な部分は DBFO¹¹や MAC¹²として一括して民間に委託されているため、工事へのフレームワーク合意方式の活用はそれほど多くない。

概ね2011年~2014年に契約された英国道路庁の工事の案件について、TEDの検索結果（検索条件は Archives, UK, framework agreement, Work, contract notice, contract award, Highways Agency）を表-21に示す。

表-20 2000年代前半に公表された英国道路庁の調達方式の採用方針

事業の種類	事業規模（£）	調達方式	
		役務	工事
小規模事業 維持管理事業	~500,000	MAC	MAC
中規模事業	500,000~5M	MAC	フレームワーク合意方式
大規模事業	5M~	デザインビルド フレームワーク合意方式	デザインビルド
重点大規模事業	5M~	ECI フレームワーク合意方式	ECI

⁹ Design-Build：設計施工一括発注方式

¹⁰ Early Contractor Involvement：プロジェクトの形成段階から建設業者が事業に参画する早期デザインビルド方式

¹¹ Design, Build, Finance and Operate：設計，施工，資金調達，維持管理の契約を一括して行う PFI 手法

¹² Managing Agents Contract：5年間を基本とし，管理代行業務（工事の設計，監督業務等）と維持管理業務（日常維持管理，小規模工事等業務）を一括して同一の企業に発注する方式

表-21 英国道路庁の工事でのフレームワーク合意方式の例

No.	契約通知番号 特定通知番号 案件名 手続き 評価 (価格・品質) 契約通知日 契約日	期間 個別発注合計額	企業数 (競争参加者数)	仕事の詳細, 実施場所, ロットの内訳等
1	2013/S 207-357872 2014/S 229-403604 Collaborative Delivery Framework (CDF) 制限手続き MEAT (30:70) 2013/10/22 2014/11/7	4年+延長2年 £0~5,000M ロット1: £0~900M ロット2: £0~900M ロット3A: £0~1,500M ロット3B: £0~3,200M	ロット1: 10 (16) ロット2: 5 (7) ロット3A: 6 (7) ロット3B: 5 (7)	<実施場所>UK 全域 ロット1: 設計とエンジニアリングサービス ロット2: £0~£25M (£50M) の中程度規模の工事 ロット3A: £25M~£100M (£300M) の大規模工事 ロット3B: £100M~450M の大規模工事 () は契約後に変更の可能性がある上限額
2	2011/S 190-309894 2012/S 237-389521 Asset Support Framework: North & South 制限手続き MEAT (-) 2011/9/29 2012/11/5	3年+延長1年 £0~1,122M ロット1: £0~637M ロット2: £0~485M	10 (10) ロット1: 5 ロット2: 5	舗装, 橋梁事業, 技術関連事業, 幹線道路補修, 補強・修繕, その他一般道路工事 補修, 小規模修繕で個別発注は£0~15M 規模 <実施場所> ロット1: 英国道路庁管理エリア 7,9,10,12,13,14 (Midlands and North England) およびこれらエリア全体または一部分の地方自治体道路網, 英国道路庁の DBFO 路線追加の場合あり ロット2: 英国道路庁管理エリア 1,2,3,4,6,8 (East, South East and South West England) およびこれらエリア全体または一部分の地方自治体道路網, 英国道路庁の DBFO 路線追加の場合あり (エリア 5 を含む)
3	2011/S 53-086648 2012/S 58-093857 Category Management: Pavement and Concrete Framework 制限手続き MEAT (50:50) 2011/3/15 2012/3/12	4年 £500M ロット1~12: £0~500M	ロット1: 3 (5) ロット2: 3 (5) ロット3: 3 (5) ロット4: 3 (5) ロット5: 3 (5) ロット6: 3 (5) ロット7: 3 (6) ロット8: 3 (6) ロット9: 3 (5) ロット10: 3 (5) ロット11: 3 (5) ロット12: 3 (5)	ロット Group A: 路床, 下層粒状路盤資材の供給・設置 ロット1: North & Scotland ロット2: Midlands & Wales ロット3: East ロット4: South ロット Group B: 上層路盤, 基層, 表層資材の供給・設置, 既存の舗装の撤去・再利用計画. ロット5: North & Scotland ロット6: Midlands & Wales ロット7: East ロット8: South ロット Group C: コンクリート資材提供, 道路舗装およびその他の構造・非構造物 ロット9: North & Scotland ロット10: Midlands & Wales ロット11: East ロット12: South
4	2011/S 19-030194 2011/S 182-296158 Category management: Gantry Systems Framework. 制限手続き MEAT (50:50) 2011/1/25 2011/9/19	4年 £0~54M ロット1: £0~54M ロット2: £0~54M	ロット1: 4 (6) ロット2: 4 (6)	<実施場所>UK 全域 ロット1: ガントリーの製造, 保管, 移動, 組み立て ロット2: ガントリーの改修, 保管, 移動, 組み立て ロット3: 信号機, 交通設備の設置 *ロット3は特定情報なし

2.4. 事例

地方自治体および英国道路庁の発注するフレームワーク合意方式の事例の情報を収集し、その内容の整理を行った。対象は表-22の4事例である。

表-22 事例一覧

No.	1	2	3	4
事例名	Tender 764 Framework Contract for Scaffolding Works for Highway Services	UK-Birmingham: Construction work for highways, roads	UK-Birmingham: Surface work for highways (UK-Birmingham: midlands framework contract 4.)	Framework Contract for The Provision of Engineering Construction Works
契約通知番号 特定通知番号	QTLE-9CBF3P -	2008/S 176-234276 2009/S 234-333841	2009/S 146-213891 2009/S 228-326779	2013/S 207-357934 -
発注機関	ダラム州	英国道路庁	英国道路庁	ワーウィックシャー州
事業概要	ダラム州の幹線道路管理 業務のための足場設置等 業務(主に川の上に設置さ れる足場)	主な実施場所: 英国道路庁管 理エリア 9 および 10 の幹線・ 自動車道路 対象事業: 一般土木, 道路舗装, 交通管理, 塗装, 安全柵, 電気 関連, 電気防食, コンクリート 補修, 橋梁路面防水など幹線・ 自動車道路に関わる建設。	主な実施場所: 英国道路庁管 理エリア 7 および 9 ならび に周辺地域。 対象事業: 幹線道路の構造物 工事, 舗装・道路工事, 維持 修繕工事。	ワーウィックシャー州およ び周辺エリアでの幹線道 路・橋梁, 農業施設, 廃棄物 管理施設および一般土木の 設計および/または工事。
入札手続き	公開手続き	制限手続き	短期間制限手続き	短期間制限手続き
期間	2年+最大2年延長	6年間	2年間	4年間
契約通知日	2013/10/24	2008/9/18	2009/7/29	2009/7/29
企業決定日	2013/12/16	2009/11/10	2009/10/27	2009/10/27
手続き期間	2ヶ月	14ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
ロット数	1	12 (9つの工種と2つのエリ アの組み合わせによる分割)	1	5 (対象, 個別発注規模, 契 約書による分割)
予想最大 個別発注契約額	-	£ 300M	£ 250M	£ 25M
個別発注規模	-	£ 0.15~1.5M	£ 0.15~1.5M	£ 0.2~3M
企業数 予定 特定	3者 -	23者 21者 (ロットあたり 1-2者)	4者 4者	30 (6×5) 者 -
備考	入札案内より整理	TED の契約通知および 特定通知より整理	TED の契約通知および 特定通知より整理	PQQ ¹³ より整理。

¹³ Pre-Qualification Questionnaire : 事前資格審査のための質問票

(1) ダラム州による足場設置等業務（単一ロット）

① 事例概要

事例の概要を表-23に示す。

表-23 事例概要

項目	内容
事例名	Tender 764 Framework Contract for Scaffolding Works for Highway Services
契約通知番号	QTLE-9CBF3P
発注機関	ダラム州
事業概要	ダラム州の幹線道路管理業務のための足場設置等業務（主に川の上に設置される足場）
入札手続き	公開手続き
支払い	－
競争参加者	－
企業数	（予定）最大で3者
期間	2年+最大2年延長の可能性あり
予想最大個別発注契約額	－
個別発注規模	－
契約プロセス	入札案内発行 : 2013/10/24 入札提出期限 : 2013/11/21 評価期間 : 2013/11/22～12/13 入札結果通知 : 2013/12/16の週 契約締結 : 2013/12/16の週 契約期間開始 : 2014/01/01 ただし発注者はいつでも変更する権限を保有
フレームワーク企業の評価基準	最も経済的に有利な入札 1. 価格 : 60点 2. 技術 : 40点

ダラム州は2009年4月に複数の自治体の統合により設立された単一自治体の1つである。イングランド北東部に位置し（図-11）、人口約50万人（90%は東部に集中）、2,233km²（東京都と同規模）の面積を持つ。州の中心となるダラム市はUNESCOの世界遺産にも登録される古城や大聖堂を持つ。

本事例はダラム州が行う大規模幹線道路管理業務に必要な足場の設置等を行うものである。具体的には表-24に示される様々な足場部材のリースと計画、設置、解体、撤去等を実施し、橋梁部の仮設では大部分が河川上の設置となる。フレームワーク企業に関する情報は無い。

期間は2年間で、2年が経過する際に発注者は1年間の延長を実施するか決定する。1年間の延長期間が終了する際にも同じ判断が行われる。発注者は以下の権利を保有する。

- ・ 期間延長の際に企業の順位変動につながる可能性のある価格表を見直す権利
- ・ 企業の能力に問題がある場合にフレームワークを再度合意する権利
- ・ フレームワーク企業以外から足場設置を調達する権利



図-11 ダラム州¹⁴

表-24 対象となる足場

<ul style="list-style-type: none"> ・様々な耐荷重の独立足場ならびにローリングタワー ・一本足場 ・橋梁足場 ・歩道橋 ・吊り足場 ・昇降足場 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス・バードケージ足場 ・地上積載場 (Loading bays founded on the ground) ・独立足場 ・階段・火災避難設備 ・門型クレーン
--	---

② フレームワークの合意

入札は公開手続きで、北東イングランドの調達公告サイト NEPO より入札への関心表明を行うと、入札案内を入手することができます。入札案内の構成は表-25 のとおりである。競争参加者は Document 3 を記入し、入札書として提出する。

競争に参加できるのは個人、企業、慈善団体、公的主体またはその他の組織となっている。ダラム州は、財務の最低基準を満たし、技術的質問に対する回答の質を高めるため、コンソーシアム、パートナーシップ等により複数の企業が協同して競争に参加することを歓迎している。その場合、以下の留意事項がある。

- ・ 単独で競争に参加し、下請け企業やコンサルタント等の使用を意図している場合でも記載する必要はない。
- ・ コンソーシアム、パートナーシップおよび企業共同体として競争に参加する場合、構成員の貢献の大小に関わらず、合同かつ個別に責任を持つものとする。構成員が外れた場合、必ずダラム州に通知すること。
- ・ 特別目的会社の構成員である企業は、構成員の貢献の大小に関わらず、また特別目的会社の将来の組織または法的地位等に関わらず、合同かつ個別に責任をもつ。

表-25 入札案内の構成

タイトル	内容
Document 1: 競争参加者への指示と評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約・入札図書の紹介 ・ 入札書の作成方法の説明 ・ 入札書の提出プロセス、時間、連絡経路、契約と評価基準 ・ 提出された入札の評価方法
Document 2: 契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約と仕様の一般的な内容 ・ 契約の特記条項 を含む契約条項
Document 3: 入札書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格/不合格および品質評価の基となる競争参加者が回答する技術的質問 ・ 価格評価の基となる競争参加者が記入する Appendix4 の価格表 ・ その他の証明と宣言

¹⁴ 出典 : Durham County Council ITT Document 1 P6

評価項目は表-26 に示す A-I で構成されている。まずは A-F で合格／不合格の評価がなされる。1 つでも不合格があった場合は失格となる。全項目で合格した企業が、G. 技術（配点 40 点）、H. 価格（60 点）の評価へと進める。ダラム州は、評価期間中、提供されたいずれの情報にも説明を要求することができる。要求された資料を提出しなかった場合、失格となるか低得点となる。

表-26 評価項目

項目	内容
A. 財務評価	<p>競争参加者は以下の基準を満たすことを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間売上 £ 200,000 以上 ・Experian credit (8)スコアが 51 以上 ・売上の基準は競争参加者の複数の構成員の合計で満たすことも可能。年間売上に合算される構成員は Experian スコアを提出する。各構成員が最低スコア要件を満たす必要があり、満たさない場合は合計に含まれない。 ・Experian スコアが得られない競争参加者は財務諸表を提出する。財務諸表は表-27 の指標により評価される。 ・競争参加者が保証人を提示する場合 ・保証人は 1 社でも複数でも可能。保証人が複数いる場合は、売上の基準は保証人の合計で、Experian スコアの基準は各保証人が満たさなければならない。 ・保証会社の信用証明資料を得られなかった場合、保証会社の過去 2 年間の監査済みの財務諸表を提出する。 ・特定された競争参加者の保証人が保証証書に署名するまで、ダラム州は契約を締結しない。
B. 除外理由	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加者の全構成員について、違法行為等による有罪判決、裁判中であるか、破産、差し押さえの状況にあるかなどの質問に Yes/No で答える。1 つでも Yes があれば詳細を示すこと。
C. 保険	<p>競争参加者は契約締結までに以下の最小限水準を満たす保険に加入、または加入の証拠を提示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 損害賠償責任保険：£ 500 万 雇用者責任保険：£ 1,000 万 専門職業賠償責任：£ 200 万 自動車保険：£ 500 万
D. 安全衛生	<p>競争参加者は以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全従業員・下請け企業が全ての関連安全衛生の規則およびダラム州の要求または規則を順守することを確実にする。 ・組織内に公式の安全衛生全般の責任をもつ資格者を任命する。 ・工事の内容に適した必要な訓練および訓練の実施方法のプロセスを確立する。 ・工事の性質に応じたリスクアセスメントおよび施工計画書の作成方法のプロセスを確立する。 ・（5 人以上の従業員がいる組織は）適切な安全衛生方針を確立している。方針では 1999 年労働安全衛生管理規則に順じ、企業を代表して対策を講じる有資格者の詳細を提供する。
E. 平等と多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・2010 年平等法に基づく法的義務に準じている。 ・過去 3 年間の違法な差別行為により起訴された、または指摘を受けたことの有無。もし有れば対処の詳細を示す。
F. 必須基準	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結時に、契約履行のために雇われる従業員が、法律および安全規則にのっとり、適切な訓練を受け、資格を保持している。 ・有能な足場の設計者へのアクセスがある。
G. 技術	<ul style="list-style-type: none"> ・表-28 に示す 5 つの項目に回答する。
H. 価格	<p>価格表を提出する。</p>
I. 宣言	<p>共同体の場合：管理企業または特別目的会社の代表企業が署名する。その場合は各企業より、共同体を代表して必要情報を提出することへの同意書を準備する。</p>

表-27 財務諸表の評価指標

重要な財務比率		計算式
A	当座比率	(流動資産－資本金) / 流動負債
B	流動比率	流動資産 / 流動負債
C	資本利益率	純利益 / 純資産
D	純利益率	純利益 / 売上
E	買入債務回転期間 (日数)	(買入債務×365) / 売上高
F	売上債権回転期間 (日数)	(売上債権×365) / 売上高
G	ギアリング比率	他人資本 / 自己資本

・技術評価 (G)

技術評価は表-28の5つの項目で行われ、項目ごとに配分が決められている。回答しなかった質問の得点は0点となり、指定の文字制限を超えた箇所は考慮されない。フォーム以外の添付資料等の参考資料、ダラム州の他の入札に出されている資料の相互参照も認めないとしている。構成員が複数いる場合は、代表者が全ての構成員の経験、技術、能力を考慮して回答する。

以下、5つの項目について、その基準および配点を示す。

表-28 技術評価配点表

	評価項目	配分 (%)
G1	品質管理システム	5
G2	安全衛生	10
G3	資源と設備のアプローチと可用性	10
G4	関連経験－設計および水上または付近での足場の工事	10
G5	参考資料	5
	合計	40

・G1 品質管理システム

品質管理システムは外部機関の証明書 (ISO9001 など) を取得しているか、未取得の場合は取得までの状況を示す。外部機関からの証明書が無い場合、組織内部の取組みを示す。評価基準と配点は表-29のとおりである。

表-29 G1 品質管理システムの配点表

基準	配点
品質管理に関する取組みが示されていない	0
品質管理に関する知識を持っているが、経験は乏しく、明確な取組みがない	1
明確な品質管理手法の経験はあるが、充分な／厳しい管理システムは確立されていない	2
十分な組織内部の品質管理システムを保有し、発注者の期待に応える結果を出せる体制であるが、外部機関による承認はない	3
現在、外部承認を受けている途中であることが、外部機関からのレターなどで証明されている	4
外部機関による承認を受けていることを証明書等で示している	5

・G2 安全衛生

足場工事の実施にあたり、安全衛生管理システム、方針および手続きをどのように管理、評価および審査するか。特に下記の5つの重要要素への取組みを示す。評価基準と配点は表-30のとおりである。

1. 足場施工に立ち会う受注者、従業員そして第三者を保護するための安全管理手法の詳細
2. 足場業務の中で、1974年労働安全衛生法、1999年労働安全衛生管理規則、2005年高所作業に係る規則の遵守方法
3. 安全ガイダンス 4:10(2010)「足場からの転落防止」の遵守方法
4. 本契約や関連業務に関する適切かつ十分な情報、指示、訓練を識別し手配することを確認できる経験や知識
5. 水上または付近での業務に関する管理対策および安全システム実施に関する経験や知識

表-30 G2 安全衛生/G3 リソースと設備のアプローチと可用性の配点表

基準	配点
乏しい/許容不可で、本契約の足場業務の条件が求めるものへの具体的な理解のない返答。重要要素に全く/適切に取り組んでいない	0
足場設備業務に関して、1つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	1
足場設備業務に関して、2つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	2
足場設備業務に関して、3つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	3
足場設備業務に関して、4つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	4
足場設備業務に関して、5つの重要要素に十分詳細に適切に言及した回答	5

・G3 リソースと設備のアプローチと可用性

足場工事の実施にあたり、下記の5つの重要要素について、要求事項をいかに満たすか詳しく記述する。評価基準および配点は表-30と同じである。

1. 足場工事の実施に関して利用される契約管理システムの詳細
2. 同規模の契約での足場工事に関する技術、経験および能力の詳細
3. CISRS (Construction Industry Scaffold Record Scheme) Card Holders または他の同等の認識されている足場作業員の能力証明書を保持している作業員配置の確認
4. 広く認知される標準の引渡しの証明と、設備やプラントが供給され、目的適合性に一致していることの証明
5. 足場の設置または安全確保に対する緊急時および即日対応の実施に関する詳細

・G4 関連経験—設計および水上または付近での足場の工事

足場の工事の実施にあたり、下記の2つの重要要素について、要求事項をいかに満たすか詳しく記述する。評価基準と配点は表-31のとおりである。

1. どのように関連する技術ガイダンスを順守し、水上または付近での安全確保に必要な対策を確実に実施するかの詳細
2. 関連実施規則を順守したことを示す仮設工事の設計、設置、解体を含む、足場工事で設計要素の管理・提供の実施方法

表-31 G4 設計および水上または付近での足場の工事の配点表

基準	配点
回答がない、または回答はあるが重要要素への関連がない。	0
回答は重要要素への関連がほとんどないか、またはいずれの要素にも十分に言及していない。	1
具体的詳細を含み、1つの重要要素に適切に言及した回答。	2
具体的詳細を含み、2つの重要要素に適切に言及した回答。	3

・G5 参考資料

過去4年間に受注した工事の中で、3つの発注機関から参考資料を提出する。参考資料は以下の重要要素のうち、少なくとも2つに関連する必要がある。

- ・ 関連実施基準による足場工事の設計
- ・ 足場の設置または安全確保のための緊急および即日対応
- ・ 水上または付近での足場工事

工事ごとに1つの参考資料を提出する。1工事に対して2つ以上の参考資料を提出した場合、得点の高い方だけが評価に使用される。過去の発注者は以下の3つの項目に対して「同意・不同意」で示し、直接、ダラム州へ提出する。

1. 受注者が提供したサービスは、受注者の責めによらない事故を除き、発注機関の要求を満足した。
2. 受注者の人員は能力があり、すみやかに対応した。
3. 契約中に発生した発注者の苦情および問題は、素早く解決された。

各発注者による参考資料を点数化した後、それらの平均点を算出する（小数点第2位以下は四捨五入）。

表-32 発注者の回答による参考資料の配点

回答	配点
全く同意しない/回答なし	0
同意しない	2
同意する	8
強く同意する	12

表-33 実績評価

基準	配点
0点	0
0~6点以下	1
6~28点より下	2
28点（例：「同意する」2つ、「強く同意する」1つ）	3
32点（例：「強く同意する」2つ、「同意する」1つ）	4
36点（例：「強く同意する」3つ）	5

・価格評価 (H)

価格評価は指定された価格表に金額を記入する方式で行う。表-34 の 6 つのモデル工事にそれぞれ通常単価（平日昼間）と特別単価（時間外・休日）の 2 つを提示し、これらの合計額が評価される。参考までにモデル 1 の価格表を表-35 に示す。

表-34 モデル工事

モデル	項目	適用
1	レンガ積み・ブロック・石積み作業の一般的な建設工事による汎用的な荷重のための独立足場	<ul style="list-style-type: none"> ・足場板, 標準板幅 5(1.5m × 225mm) ・梯子 (必要があれば) および自動閉鎖ゲートを含む ・作業場へのアクセス (搬入距離) は 20m 以下 ・ダラム州内の現場 ・雇用期間 1 週間 (最小値) ・設置から解体までを含む ・全ての工事は平日 (月～金) に実施される (標準単価)
2	ブロック・レンガ・石積み作業と重荷重のための独立足場	
3	石工・コンクリートブロック・ブロック作業の石工事のための独立足場	
4	ローリングタワー (高さ 3m まで)	
5	バードケージ・アクセス	
6	足場設計 (現地視察など含む)	

表-35 モデル 1 の価格表

レンガ積み・ブロック・石積み作業の一般的な建設工事による汎用的な荷重のための独立足場								
1	項目	モデル数量	通常単価 (£)	単位	合計 (£)	モデル数量	特別単価 (£/M/run)	合計 (£)
1.1	第1リフト (高さ2.0m以下)	10		m/run		10		
	全ての足場板と手摺りの設置	10		m/run		10		
1.2	第2/第3リフト (高さ2.0m以下)	10		m/run		10		
	全ての足場板と手摺りの設置	10		m/run		10		
1.3	第4/第5リフト (高さ2.0m以下)	10		m/run		10		
	全ての足場板と手摺りの設置	10		m/run		10		
1.4	全ての足場板と手摺りの設置ための追加費用	40		Week		1B 合計 - 特別単価		
1.5	レンガガード	10		Week				
1.6	高荷重揚重用開口	10		Week				
1.7	ゴミ用シュート	5		Week				
1.8	全足場タイプ用の追加足場シート	50		metre ²				
					1A合計 - 通常価格			

技術および価格の評価を実施した後、順位は合計点によって決定する。複数者が同点の場合、価格によって順位付けされる。それでも差がつかない場合は、以下の評価項目の優先順位で同点が解消されるまで順位付けする。順位が決定した後、以下のプロセスを経て、最大で上位 3 者をフレームワーク企業として選定する。

表-36 評価項目の優先順位

優先順位	内容
1	G2 安全衛生
2	G3 リソースと設備のアプローチと可用性
3	G4 関連経験 - 計画的な設計足場および水上または付近での業務
4	G5 参考資料
5	G1 品質管理システム

③ 個別発注

フレームワーク企業は、入札時の評価で順位付けがなされる。フレームワーク合意には最低保証額といったフレームワーク企業に対する発注額の保証はなく、合意のもと発注される個別案件の入札に参加する機会が与えられるというだけである。

個別発注の受注者の特定方法は以下の通りである。

・ £2 万以下の工事および緊急工事

£2 万以下または緊急工事はフレームワーク合意時に 1 位の企業が受注する。しかしフレームワーク合意の基での仕事では時間が重視されるため、1 位の企業が求められる時間内に工事を実施できない場合、次の順位の企業へ依頼がなされる。

以上の原則はあるものの、発注機関はいかなる規模の発注でも、追加の競争を実施する権限を保有している。

・ £2 万を超える工事

ダラム州の見積りが £2 万を超える工事を発注する際は、いかなる場合でも追加の競争が実施される。全ての企業が競争に案内されるが、競争への参加は義務ではない。競争時の受注者選定基準は価格評価のみとなり、最も低価格の提案者が受注者となる。

その他の条件として、フレームワーク企業の実施状況に問題があれば、発注者はフレームワーク合意を見直すことができる。また工事が特別な性質を持つ、または専門的な要素が要求される場合、発注者はフレームワーク企業以外で調達を実施する権限を保有する。

(2) 英国道路庁管理エリア 9 および 10 での道路事業（複数ロット）

① 事例概要

事例概要を表-37 に示す。

表-37 事例概要

項目	内容					
事例名	UK-Birmingham: construction work for highways, roads					
契約通知番号 / 特定通知番号	2008/S 176-234276 / 2009/S 234-333841					
発注機関	英国道路庁					
事業概要	主な実施場所：英国道路庁管理エリア 9 および 10 内の幹線・自動車道路 対象事業：一般土木、道路舗装、交通管理、塗装、安全柵、電気関連、電気防食、コンクリート補修、橋梁路面防水など幹線・自動車道路に関わる建設。					
入札手続き	制限手続き					
支払い	・設計と法的手続き過程：時間精算と計画予算に基づく報奨金を伴う月払い ・施工段階：ターゲットコストに基づく報奨金を伴う実費の月払い					
競争参加者	56 者（ショートリスト作成後）					
企業数	21 者（予定 23 者）					
期間	基本 4 年間+1 年間の延長が 2 回可能					
予想最大個別発注合計額	£ 300,000,000（税抜）					
個別発注規模	一般土木	£ 150 万	塗装	£ 75 万	電気防食	£ 70 万
	道路舗装	£ 90 万	安全防護柵	£ 15 万	コンクリート補修	£ 80 万
	交通管理	£ 50 万	電気関連	£ 15 万	橋梁路面防水	£ 15 万
契約プロセス	契約通知 : 2008/9/18 関心表明提出期限 : 2008/10/16 企業特定 : 2009/11/10					
フレームワーク企業の評価基準	最も経済的に有利な入札 価格と品質の配分は不明					

本事例は英国道路庁管理エリア 9 および 10 の幹線道路、自動車道においてネットワークの改善、修繕計画を対象とし、複数の異なる専門分野を持つ企業とフレームワークを合意するものである。英国道路庁の管理エリアおよび関連行政地域を図-12 と図-13 に示す。エリア 9 と 10 は MAC を実施しており、MAC の受注者は本事例のフレームワーク企業にはなれない。



図-12 英国道路庁の管理エリア¹⁵

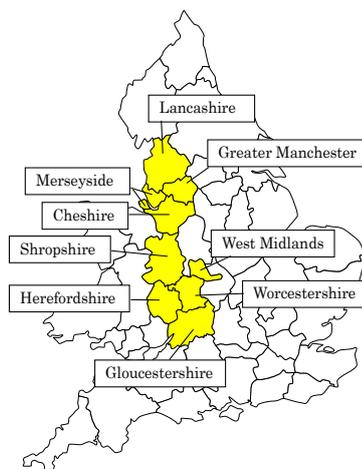


図-13 エリア 9 および 10 の関連行政地域

¹⁵出典：英国道路庁 HP（組織改編により現在は削除）

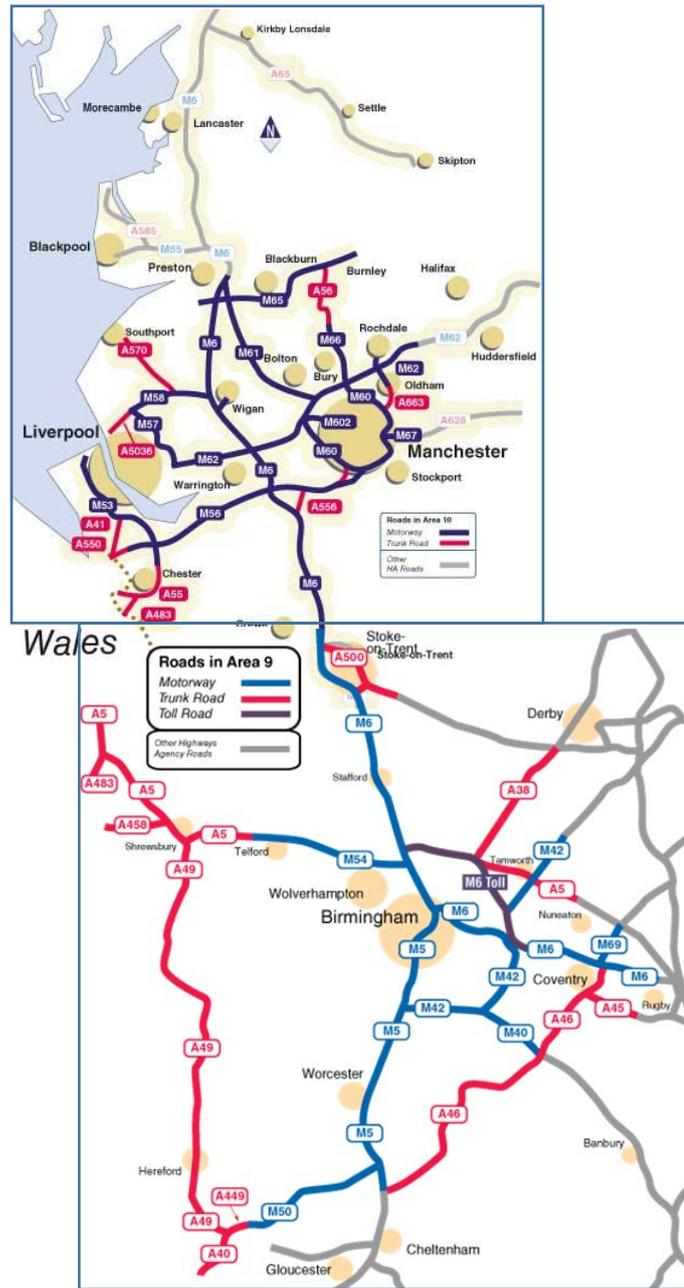


図-14 英国道路庁管理路線の Area9 (下) と Area10 (上) ¹⁶

② フレームワーク合意

フレームワーク合意は9の専門分野（一般土木、道路舗装、交通管理、塗装、安全柵、電気設備、電気防食、コンクリート補修、橋梁路面防水）からなる。一般土木、交通管理、道路舗装の3分野はエリア9と10に分かれ、それ以外の6分野ではエリアを分けておらず、全部で12ロットとなる。

選定手続きは制限手続きを採用した。関心表明企業の中から60者が入札に進み、23者をフレームワーク企業数として選定する予定であったが、延べ21者と合意している。ただし表-38で示すように異なるロットとの掛け持ちがあり、実際の企業数としては12者である。また英国道路庁以外の発注機関が利用することができる。各ロットの企業数は最大で2者と少なく、塗

¹⁶出典：英国道路庁 HP（組織改編により現在は削除）

装、電気関連、橋梁路面防水の分野は参加者ではそれぞれ1者のみと合意している。公告から関心表明提出までに約1ヶ月、その後フレームワーク企業の決定までに1年以上の時間を費やしている。

表-38 フレームワーク企業一覧

ロット番号	専門分野	競争参加者数	企業数	フレームワーク企業
1	一般土木 エリア9	6	2	Balfour Beatty Civil Engineering Geoffrey Osborne Ltd.
2	交通管理 エリア9	6	2	Chevron Traffic Management Ltd. H W Martin (Traffic Management) Ltd.
3	道路舗装 エリア9	7	2	Tarmac Ltd. Aggregate Industries Ltd.
4	一般土木 エリア10	6	2	Geoffrey Osborne Ltd. Balfour Beatty Civil Engineering
5	交通管理 エリア10	6	2	Tarmac Ltd. H W Martin (Traffic Management) Ltd.
6	道路舗装 エリア10	7	2	Tarmac Ltd. Aggregate Industries Ltd.
7	安全防護柵	3	2	Joe Roocroft & Sons Ltd. Tarmac Ltd.
8	塗装	2	1	Roy Hankinson Ltd.
9	電気関連	2	1	J McCann & Co (Nottingham) Ltd.
10	電気防食	4	2	Freyssinet Ltd. Laser Special Projects
11	コンクリート補修	6	2	Freyssinet Ltd. Interserve Project Services Ltd.
12	橋梁路面防水	1	1	Laser Special Projects

参加を希望する企業は関心表明を企業の登録住所から提出する。共同企業体の構成員についても各企業の登録住所より、共同企業体の全ての企業を明確にした上で提出する。英国道路庁は入札案内送付後に、競争参加企業名を公開することがある。関心表明の提出と併せて事前資格審査書類を請求し調達担当官から入手する。事前資格審査書類に関するプロセスは企業審査とショートリスト作成の2段階である。英国道路庁は2つの段階を同時に実施する権利を有する。

企業審査で確認する事項は①企業の状態、②経済・財務能力、③技術力の3項目である。入札公告より参加要件を表-39にまとめた。企業審査を合格した企業がショートリスト作成に進む。事前資格審査書類で提出された書類はショートリストの作成に関する評価でのみ使用される。

ショートリスト作成後、競争参加者の過去実績データ（95%）と付加価値（5%）により企業評価値が算出される。過去実績データでは、過去8年間における類似の受注工事の内容を示し、その実績および本事例との類似性を評価する。ここでの「類似」とは、同種の幹線道路に関する契約、その他非幹線道路インフラに関する契約で、管理と建設で有意な共通性を持つものである。付加価値の例としては、現地の情報に精通している、過去に業務の経験がある、または特化した専門技術・知識をもっている、となっている。

フレームワーク企業リストは、市場やその他の関連事情を含めた全体を考慮して、関心表明者で最も高い評価値を得た企業により構成される。条件を満たした競争参加者は英国道路庁の公正支払憲章にサインすることが、入札受諾の条件となる。

表-39 参加要件

項目	要件																		
企業の状態	<p>以下に当てはまらない。</p> <p>(a) 破産状態または精算中であり、法廷での手続き中、債権者と調停手続き段階、業務停止中、または国の法律・規則の下で同種の手続きを行なう状況にある。</p> <p>(b) 破産宣言の手続き中であり、強制精算、法廷手続き、債権者との調停手続き、または国の法律・規則の下で同種の手続き中である。</p> <p>(c) 有罪判決を受けていて、犯したいずれの違法行為が法令に従って既判事項が有効である。</p> <p>(d) 発注機関が明示できる方法で、重大な違法行為に関して有罪であること証明される。</p> <p>(e) 企業がおかれている国、または発注機関のおかれている国の法令に定められた社会保障負担の支払い義務を満たしていない。</p> <p>(f) 企業がおかれている国、または発注機関のおかれている国の法令に定められた納税義務を満たしていない。</p> <p>(g) このセクションで求められている情報の重大な表示義務を犯している、または求められた情報を提供していない。</p> <p>(h) Council Joint Action 98/733/JHA の Article 2(1)に基づく犯罪組織への関与で有罪判決を受けている。</p> <p>(i) Council Act of 26.5.1972 の Article 3 と Council Joint Action 98/742/JHA3 の Article 3(1)に基づく汚職行為で有罪判決を受けている。</p> <p>(j) 欧州共同体の経済関係保護のための協定 Article 1 に基づく詐欺行為で有罪判決を受けている。</p> <p>(k) 91/308/EEC of 10.6.1991 の Article 1 に基づくマネーロンダリング行為で有罪判決を受けている。</p>																		
経済・財務能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ Constructionline (英国政府による建設企業・コンサルタントの公的な資格審査システム) の登録番号を提供する。 ・ 共同企業体などの共同体として参加する場合は、個別の企業ごとに情報を提供する必要がある。 ・ Constructionline に未登録の場合は即座に発注者と連絡を取る。 ・ Constructionline の Notation (データに基づく標準契約価値) の基準値 <table border="0"> <tr> <td>一般土木</td> <td>£ 7,000,000</td> </tr> <tr> <td>道路舗装</td> <td>£ 2,460,000</td> </tr> <tr> <td>交通管理</td> <td>£ 3,760,000</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>£ 1,900,000</td> </tr> <tr> <td>安全防護柵</td> <td>£ 1,800,000</td> </tr> <tr> <td>電気関連</td> <td>£ 1,900,000</td> </tr> <tr> <td>電気防食</td> <td>£ 1,460,000</td> </tr> <tr> <td>コンクリート補修</td> <td>£ 2,800,000</td> </tr> <tr> <td>橋梁路面防水</td> <td>£ 530,000</td> </tr> </table>	一般土木	£ 7,000,000	道路舗装	£ 2,460,000	交通管理	£ 3,760,000	塗装	£ 1,900,000	安全防護柵	£ 1,800,000	電気関連	£ 1,900,000	電気防食	£ 1,460,000	コンクリート補修	£ 2,800,000	橋梁路面防水	£ 530,000
一般土木	£ 7,000,000																		
道路舗装	£ 2,460,000																		
交通管理	£ 3,760,000																		
塗装	£ 1,900,000																		
安全防護柵	£ 1,800,000																		
電気関連	£ 1,900,000																		
電気防食	£ 1,460,000																		
コンクリート補修	£ 2,800,000																		
橋梁路面防水	£ 530,000																		
技術力	<p>以下の資料を提供</p> <p>(a) 直接、共同企業体または技術提供のための正式な協力関係によって英国道路庁と契約する企業のリストと、それら企業から提供される技術サービスの説明</p> <p>(b) 競争参加者とその他前項でリストアップされた企業は、以下の基準に基づく技術的能力および過去 5 年間の経験を証明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建設・設計・管理規則の下、主要受注者としての役割を果たす。(一般土木の企業のみ)に適用) 2) 発注者、広範囲のサプライチェーンおよびその他のサービス提供者などとの一体的チームとしての活動 3) 一般社会やステークホルダーの期待への対応、連携 4) 厳しい品質管理、予算管理およびコスト捕捉システムの運用 5) 発注者の問い合わせ、フィードバック等への迅速かつ正確な対応 6) 厳しいプログラム管理および時間予測プロセスの運用 7) ターゲットコストの提出 8) 環境方針の策定と順守 9) 地質工学の業務、調査実施 10) 建設工事の品質計画の順守 <p>(c) 競争参加企業および、技術力の項目でリストアップされた企業は、英国道路庁年間安全衛生評価証明書 2007/2008 を提出する。評価を受けていない企業は別紙の安全衛生の質問表に回答</p>																		

(3) 英国道路庁管理エリア7および10での道路事業（単一ロット）

① 事例概要

事例概要を表-40に示す。

表-40 事例概要

項目	内容
事例名	UK-Birmingham: surface work for highways
契約通知番号 / 特定通知番号	2009/S 146-213891 / 2009/S 228-326779
発注機関	英国道路庁
事業概要	主な実施場所：MAC エリア7および9および周辺地域。 対象事業：幹線道路の構造物工事，舗装・道路工事，維持修繕工事。
入札手続き	短期間制限手続き
支払い	・設計と法的手続き過程：時間精算と計画予算に基づく報奨金を伴う月払い ・施工段階：ターゲットコストに基づく報奨金を伴う実費の月払い
競争参加者	8者（ショートリスト）
企業数	4者（予定4者）
期間	1年間（+延長1年）
予想最大個別発注合計額	£ 250,000,000（税抜き）
個別発注規模	—
契約プロセス	契約通知 : 2009/7/29 関心表明提出期限 : 2009/8/10 競争参加者への招待 : 2009/8/17 企業特定 : 2009/10/27
フレームワーク企業の評価基準	最も経済的に有利な入札 価格と品質の配分は不明

本事例は英国道路庁管理エリア7および9ならびに周辺地域での道路の構造物工事，舗装・道路工事，維持修繕工事を対象としたものである。このフレームワーク合意方式は英国の中央政府機関，事業執行機関と関連公的主体，Midlands Highways Alliance (MHA) の提携メンバーである地方自治体などその他の行政機関も利用することができる。

② フレームワーク合意

フレームワーク企業は表-41の4者である。(2)の事例と共通する企業が見られる。エリア7および9のMAC受注者はフレームワーク企業となれない。

企業選定手続きは短期間制限手続きが採用された。基本的に制限手続きと同じ手続きであるが，契約までのプロセスを通常よりも短くできる。入札公告から関心表明までは約2週間，その後フレームワーク企業の決定まで約2.5ヶ月で行われている。

表-41 フレームワーク企業一覧

No.	フレームワーク企業
1	Balfour Beatty Civil Engineering Limited
2	Lafarge/Costain Joint Venture
3	Geoffrey Osborne/Aggregate Industries Joint Venture
4	Tarmac Limited

参加希望企業は発注担当者より入手する英国道路庁の標準書式を用いて必要情報を提出する。関心表明を企業の登録住所から提出する。共同企業体の構成員についても各企業の登録住所より、共同企業体の全ての企業を明確にした上で提出する。英国道路庁は入札案内送付後に、競争参加企業名を公開することがある。

フレームワーク企業リストは、市場やその他の関連事情を含めた全体を考慮して、関心表明者で最も高い評価値を得た企業により構成される。選定基準は最も経済的に有利な入札となっている。

契約通知より参加要件を表-42 にまとめた。

表-42 参加要件

項目	要件
企業の状態	(2) の事例に同じ。
経済・財務能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ Constructionline の登録番号を提供する。 ・ 共同企業体などの共同体として参加する場合は、個別の企業ごとに情報を提供する必要がある。 ・ Constructionline に未登録の場合は即座に発注者と連絡を取る。 ・ 本契約に関する Constructionline の Notation (データに基づく標準契約価値) の基準値: £10,000,000.
技術力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争参加企業は、英国道路庁年間安全衛生評価証明書 2007/2008 を提出する。評価を受けていない企業は以下の安全衛生に関する質問に回答する。 (i) どのように事故報告システムにヒヤリハットを含むか。 (ii) Constructionline に過去 3 年間に発生した事故が記載されている場合、同類の事故を防ぐために是正措置と教訓がどのように企業に展開されたかを示す証拠 (iii) 現場安全衛生がどのようにスタッフに伝えられ、また講習等が実施されているか。火元責任者の訓練では何を実施しているかの証拠 (iv) この工事に関連する典型的な危険を挙げる。どのように対策が実行され、どのように従業員に管理対策を伝えるかなどを含んだリスクアセスメントを含む。これらの危険への対策実施例を示す。 (v) どのように安全衛生方針の変更を従業員に伝えているか。 (vi) どの程度の頻度で (現場を除いた) 職場の安全衛生を監視しているか。 (vii) 公式な安全衛生方針の検査・監査方針を提供する。 (viii) どのようにしてスタッフとの面談を実施しているか。例) 安全責任者または同様の職員を通して行なう等。 (ix) 薬物・アルコールに関する方針があるか。もしあればそのコピーを提出する。 (x) 安全衛生法律の変更にどのように対応しているか。 (xi) どのように施設・設備の検査、メンテナンス、校正等を実施しているか。

(4) ワーウィックシャー州による幹線道路および橋梁に関する設計および/または工事（複数ロット）

① 事例概要

事例概要を表-43に示す。

表-43 事例概要

項目	内容
案件名	Framework Contract for The Provision of Engineering Construction Works
契約通知番号	2013/S 207-357934
発注者	ワーウィックシャー州
事業概要	ワーウィックシャー州および周辺エリアでの幹線道路・橋梁、農業施設、廃棄物管理施設および一般土木の設計および/または工事。
入札手続き	制限手続き
支払い	—
企業数	5つのロットで6者ずつ（予定）
期間	2年+延長最大2年
契約額最大額	£25,000,000（ワーウィックシャー州が4年間で発注する目安額）
個別発注規模	£200,000～3,000,000
契約プロセス	<第一段階> 契約通知 : 2013/10/24 質問締切 : 2013/11/20 PQQ 締切 : 2013/11/27 <第二段階> 入札案内送付 : 2013/12 *各ロット10者を予定 入札案内締切 : 2014/01 特定/非特定通知 : 2014/02 契約締結 : 2014/03
フレームワーク企業の評価基準	PQQでは競争参加希望企業の基本情報からコンプライアンス、財務能力、事業継続性、保険、安全衛生、資源、品質管理、社会的責任、業務経験といった項目ごとの質問に対する回答を評価・採点する。 採点項目は配点が大きい順に以下のとおりである。 ・業務経験（37点） ・安全衛生（25点） ・社会的責任（11点） ・人的資源（10点） ・仲裁・調停（8点） ・コンプライアンス、品質管理、事業継続性（各3点）

本事例は、幹線道路と橋梁に関する設計および/または工事を対象としたものであり、その他に以下の内容が含まれる。

- a) 家庭廃棄物・廃棄物リサイクル施設および廃棄物運搬施設を含めた廃棄物管理ための設計および/または工事
- b) 農業用施設および関連施設の設計および/または工事
- c) その他土木および土木構造物の設計および/または工事

業務項目と内容の分類を表-44にまとめる。

発注者はワーウィックシャー州であるが、個別発注については近隣の行政であるコベントリー市議会、ソリフル議会からも発注される可能性がある。

表-44 業務項目一覧

業務項目	業務内容				
	幹線道路	橋梁	廃棄物管理	農業用施設	一般土木・土木構造物
現場整理（取壊しを含む）	○	○	○	○	○
常設および仮設フェンス設置	○	○	○	○	○
交通制限	○	○	○		
排水および雨水軽減システム(Sustainable Urban Drainage System 含む)	○				○
維持管理用ダクト・関連ボックス	○	○	○	○	○
土工事	○	○	○	○	○
道路舗装工事	○				○
歩道・自転車専用路およびその他舗装路	○	○	○	○	○
縁石・側溝・縁石排水システムおよびその他舗装エリアの端部処理	○	○	○	○	○
標識および道路標示	○		○		
信号および交差点制御装置設置	○				
街灯設置	○		○		
レンガ・ブロック・石積み	○	○	○	○	○
外構および環境関連業務	○		○		○
排水システム（建造物の排水を含む）		○			
橋面舗装		○			
杭打ちおよび埋込み擁壁		○	○		
構造コンクリート		○	○	○	
構造鉄骨（防食処理を含む）		○	○	○	
既成コンクリート・鋼材設置		○	○	○	
コンクリート構造物の防水処理		○	○		
橋梁支承，伸縮装置および関連業務		○			
木構造物（歩道橋を含む）		○			
その他特別な構造物		○		○	
排水および雨水減衰システム（汚水・構造物用排水を含む）			○		
道路舗装（剛性舗装を含む）			○	○	
その他特別な構造物および専門的施設			○		
排水システム（汚水・構造物用排水を含む）				○	
外壁・床・屋根工事および構造と建物に関連する工事				○	
コンクリート基礎・構造物・建物の防水工事				○	
建物および外構部の照明設置				○	
ガス，電気，水道，通信などの設置				○	
幹線道路外の交通インフラ業務（バス停車場，駐車場，歩道，自転車道など）					○
洪水リスク管理業務					○
照明設置					○



図-17 実施地域¹⁸

② フレームワーク合意

フレームワークは業務の性質、金額、契約書で表-45 に示す5つのロットに分割され、ロットごとに企業選定が行われる。本事例では競争参加者は希望ロットをいくつでも選択できるが、ワーウィックシャー州は1企業に対して3ロットで以上契約しないとしている。

表-45 ロット一覧

ロット番号	業務内容	個別発注規模	契約書
1	通常の幹線道路と関連工事	0~£0.5M	NEC3 ECC Option A
2	通常の構造物とその他土木工事（農業施設と廃棄物リサイクル管理工事を含む）		
3	大規模な幹線道路、構造物とその他土木工事（農業施設と廃棄物リサイクル管理	£0.5M~ £3.0M	
4	工事を含む）	£3.0M~	
5	一般の幹線道路工事、構造物建設とその他土木工事（農業施設と廃棄物管理現場業務を含む）	0~£0.2M	NEC3 ECSC

期間は2年間であり、ワーウィックシャー州の判断により最長24ヶ月延長できる。

企業選定は制限手続きにより行われ、第一段階である事前資格審査質問票（PQQ）への回答によりPQQスコアが算出され、選定された10者が招待を受けて競争を行う第二段階に進む。PQQスコアが60点以下の参加者は招待されない。第二段階には最大10者を招待することを予定しているが、10位の企業と次点の企業の差がわずかで無視できる場合、10者以上となる可能性がある。

PQQの質問項目の分類と評価方法は表-46の通りである。質問項目はその性質により基本情報（I）、必須質問（M）および点数化される質問（S）の3つに分類され、それぞれで評価方法が定められている。質問内容を表-47から表-49に示す。質問項目番号は3つの性質と関連がないため、性質ごとに分類すると項目番号は連続しない。

¹⁸ 出典：West Midlands Fire Service HP (<https://www.wmfs.net/content/your-fire-service>)

表-46 質問項目の分類と評価方法

質問項目	概要	評価方法
基本情報 (I)	参加者の基本情報	評価対象外
必須質問 (M)	「点数化される質問」に先立って評価	「合格/不合格」評価 不合格が1つでもあれば失格
点数化される質問 (S)	特定の要件に参加者がどれだけ合致しているかを評価	以下の方法で評点され、項目に応じた重み付けが乗じられる。 <通常の質問> 2点：要件を上回る 1点：要件を満たす 0点：要件を満たしていない/質問に答えていない <Yes/Noによる回答の質問> 2点：要件を満たす 0点：要件を満たしていない/質問に答えていない

表-47 基本情報 (I) の質問内容

項目	質問内容
1	参加者情報
4.1	財務能力
4.2	
4.6	
5.2	保険
6.1	資源
9.12	安全衛生
10.5	社会的責任
10.6	
11.2	業務経験と資料

表-48 必須質問 (M) の質問内容

項目	内容
2.1	契約
3.1~3.3	コンプライアンス
4.3~4.5	財務能力
5.1	保険
9.13	安全衛生
10.7	社会的責任

表-49 点数化される質問 (S) の質問内容と配点

項目	内容	配点	
2.2	契約	過去3年間に公式な紛争に関わったことがあるか.	8
3.4	コンプライアンス	過去3年間の違約金や契約不履行, 契約早期終了の経歴の有無, 公的機関による調査の対象となったことがあるか, などといった契約履行に関して.	3
6.2	資源	業務中の現場における従業員のトレーニング方法	4
6.3		適切な下請け企業を選定するための手法	6
7.1	品質管理	公式な文書化された品質管理システムの有無, 外部機関の証明書を持っている場合, その詳細.	2
7.2		認められた産業組合の公認である, もしくはそのメンバーであるか.	1
8.1	事業継続性	文書化された事業継続性管理が実施されているか.	1
8.2		事業継続性は最低でも年に一回の検査がされているか.	1
8.3		過去3年間で業務停止を経験したことがあるか.	1
9.1	安全衛生	外部機関による安全衛生の認証証明の有無.	2
9.2		過去5年間に安全衛生法の違反で通知もしくは起訴されたことがあるか.	3
9.3		公式で最新の安全衛生政策/声明文(3年以内に署名された)を持っているか.	2
9.4		安全衛生方針の提出の有無.	2
9.5		安全衛生の責任を示した組織図.	2
9.6		従業員の安全衛生研修プログラムの有無.	2
9.7		包括的なリスクアセスメントを定期的に更新しているか.	2
9.8		事故報告システムの有無.	2
9.9		過去5年間におこった事故の内容.	3
9.10		下請け企業が適した安全衛生方針を持っていること, 業務遂行能力の有無の確認手法. 下請け企業の安全衛生に関する適性の管理手法.	3
9.11		下請け企業の安全衛生に関する管理手法の証明.	2
10.1	社会的責任	提供できる社会的利益.	2
10.2		過去3年間の環境マネジメントに関する違反の有無.	1
10.3		環境事項の管理方針/手法の有無.	2
10.4		環境マネジメントシステムの有無.	1
10.8		過去3年間に, 平等・人権委員会によって公式な調査の対象となったことがあるか	1
10.9		過去3年間に, いずれかの裁判所または労働裁判所による違法差別の指摘の有無.	1
10.10		過去3年間に, 差別・ハラスメントの禁止令または, 平等な機会に関する条項を順守できなかったために契約終了となった経歴.	1
10.11		平等な機会に関する政策の有無.	1
10.12	定期的にその政策・手法を見直しているか.	1	
11.1	業務経験と資料	過去5年間の, 幹線道路工事, 幹線道路構造工事および農業施設の業務経験.	28
11.3		発注者との関係の管理(紛争や不都合に関する対応法)手法.	2
11.4		2つの参照書類を提出する. 2つのうち1つは11.2でYesと答えた場合, 1つは発注者が出したものであるべき.	7
		合計	100

2.5. 欧州委員会による評価

2011年3月、欧州委員会は『欧州における公共調達：コストと有効性（Public Procurement in Europe: Cost and Effectiveness）』⁽⁴⁰⁾という調査報告書を発行している。調査ではEUの公共調達の実績を対象とし、公共調達全般の特徴を整理するとともに、入札準備から契約に至るまでの契約手続きの労力や運営コストに対する評価・分析を行っている。

調査は2006年～2010年にTEDの特定通知に掲載された案件の発注者や競争参加者7,300者に対するアンケート調査と、発注者を対象とした150件のインタビュー調査から構成される。ここでは、EUにおいて採用が増加しているフレームワーク合意方式を調達における特別手法の1つとして取り上げ、この現状や特徴を一般的な調達手法との違いに留意して整理している。

報告書によるフレームワーク方式の契約手続きにかかる労力と運営コストに対する評価は以下の通りである。

- ・ フレームワーク合意方式による契約手続きにかかる労力は、一般的な調達手法に対して発注機関で75%、受注者で83%と低く、効率的な調達手法である。この節約の要因は個別発注によるものであり、個別発注の入札で管理要素の大部分が不要となるため得られる。フレームワーク合意方式を採用する発注機関の大部分が、この労力削減を重要視している。
- ・ フレームワーク合意方式の契約額に対する運営コストの比率は2.0%（全ての契約手法の平均値は1.4%）と様々な契約手法の中で最も高い値となっている。この理由として、個別発注は一般的に規模が小さく、契約規模と運営コストにはほとんど相関が見られないため、相対的に運営コストの割合が大きくなる。

発注機関に対するアンケート結果について、報告書では以下の通りまとめられている。

- ・ 発注機関が契約手続きコストに関する意識が高く、調達手続きの効率性に対しても同様に重要視している事が分かった。このことは、フレームワーク合意の期間中の手続きコストが他の方式よりも低いとの調査結果に合致するものである。ただし、コスト削減は期間内の個別発注の回数に左右される。

一方、発注機関から見たフレームワーク合意方式の課題は、

報告書において以下の通り整理されている。

- ・ コスト削減効果は発現していて、これはアンケート結果とも一致する。発注機関とフレームワーク企業との信頼関係の強化は契約手続きコストの削減につながる事が挙げられた一方で、両者のなれ合いが非効率の原因となるという意見もあった。
- ・ 競争面についての懸念事項として以下の3つが挙げられた。
 - ① フレームワーク合意での競争関係は時間とともに衰える。簡易競争に勝てない企業がモチベーションを失い、次第にフレームワーク合意内の競争が減少するため。
 - ② フレームワーク合意から除外された企業、特に中小企業に対する市場からの締め出し。
 - ③ 継続的なフレームワークが再度合意される際、参加要件の設定などにより新たな企業が入らず既存企業のみで再合意となる事が多い。
- ・ 国力の大きな国でフレームワーク合意方式の採用が多い。フレームワーク合意方式の採用の少ない国は、フレームワーク合意に関する計画・管理に対する一定の能力が必要となる。
- ・ フレームワーク合意の非競争的な側面は入念な管理により軽減することができるが、これには発注機関のリソースと経験が必要となる。

企業に対するアンケート調査は、報告書で以下の通り記載されている。

- ・ 一般的な契約に対してフレームワーク合意方式から得られる契約手続きコストの削減に関する理解・意識は低く、また契約の効率性も特に認識していない。フレームワーク企業選定の公平性や透明性についても発注者と比較して認識は低く、特に企業側ではフレームワーク合意方式の契約の透明性については一般的な調達手法よりも低いとしている。
- ・ 企業ではフレームワーク合意方式が一般的な調達手法よりも競争が激しいと認識している一方で、個別発注の際の受注者選定に対する透明性の確保については発注者側の意識と大きな差があり、透明性が低い。

2.6. まとめ

フレームワーク合意方式について段階（計画・準備、フレームワーク合意、個別発注）ごとに整理し、概要を図-18にまとめる。

(1) 計画・準備

フレームワーク合意方式はEU指令およびPCRに規定されるが、調達内容、規模等により採用を限定するような条件は記載されていない。期間中の全ての個別契約合計による予想額がEU基準額を超える場合は、通常の契約と同様にEU指令およびPCRに規定される手続きに従う。以上よりフレームワーク合意方式の適用の自由度は通常の契約と同等であり、さらに個別発注では契約手続きの簡略化とコスト削減を実現することができる。

また英国では、複数発注機関による共同発注を推奨している。これは発注におけるスケールメリットの発揮および発注手続きの負担減によりコスト低減を図ることが目的である。既成品等の物品調達を対象とした場合、その効果が最大限に発揮されることが想像されるが、工事の調達でもこの取組みが行われている。ただしその場合は、フレームワークを利用する可能性のある発注機関または発注機関を認識可能な分類名を契約通知に記載する必要がある。

個別発注の規模、工種、実施地域、対象によりフレームワークを複数のロットに分割し、それぞれのロット内で企業と合意する事例が見られた。欧州委員会による解説では、ロット分割が中小企業の公共調達への参加促進のための装置になるとあり、フレームワークが中小企業活用のためにも用いられていると考えられる。

工事分野のフレームワーク合意方式は建築が大部分を占め、道路事業や河川事業といった土木分野への適用は少ない。発注機関は地方自治体や公営企業が多い。工事の内容については概要の記載内容の他、図面、仕様書により類推することができる。通常、見積りは基本的な作業項目と人件費単価等、少ない項目で構成されている。

(2) フレームワーク合意

フレームワーク合意方式の契約通知には、①予定フレームワーク企業数、②期間、③個別発注の予想合計額とロット分割、④企業選定手法、フレームワークを利用する発注機関、個別発注の概要、個別発注の方法等が明示される。

以下①～④について補足する。

① 予定フレームワーク企業数

フレームワーク合意方式では1つの契約通知で複数者と合意を結ぶ形態および単一者のみと合意を結ぶ形態の両方を認めており、単一者の場合に対して制約を行っていない。いずれにするかは市場における供給者の数を考慮し、VFMを最大化させるよう決定されていると考えられる。複数者の場合は、選定条件を満たす企業または入札が十分に認められる場合、2006年版のPCRでは3者以上と合意することが義務付けられていたが、2015年版ではなくなった。適用状況では3～6者の案件がほとんどであった。

② 期間

フレームワークの期間について最長で原則4年間と規定されている。事例を見ると4年間のものが多く、これには基本年度を4年とするものと、基本年度を2年もしくは3年とし、残りを追加契約として扱うものに分けられる。正当化理由を付して4年を超える期間を設定している案件も見られた。

③ 個別発注の予想合計額とロット分割

予想個別発注合計額は案件ごとに大きく異なるが、£1,000万以下の案件が半数以上を占める。地方自治体による発注の場合、比較的規模が小さくなり、さらに案件をロットに分割することでロットあたりの規模が小さくなる。一方、個別発注の規模については幅を持って提示されるか、明示しない案件も多い。ロット分割が個別発注の規模による場合は、個別発注1件あたりの範囲が明示される。

④ 企業選定手法

入札の手続きでは事前資格審査(PQ)を経てショートリストを作成する制限手続きの採用が多く、これはフレームワーク合意方式に限らず英国全体の調達手法の特徴である。契約通知から契約までに要する期間は、短いものでは2ヶ月程度、長いもので12ヶ月以上の期間を費やしている。制限手続きに比べ、入札手続きが一段階で実施される公開手続きは、一般的に手続き期間が短い。

制限手続きの第一段階では事前資格審査で企業の基本情報（保険を含む法務、財務、安全衛生）および技術力（品質管理、過去実績の有無、担当者資格等）について評価を受け、ここで基準を満たした企業の中から規定数の上位企業が指名されショートリストが作成される。

会社の基本情報（法務（保険含む）、財務、安全衛生）の評価は合格/不合格で、技術力（品質管理、過去実績、担当者資格、安全衛生等）については点数付け（1～5点等）を行

う例が確認された。基本情報に1つでも不合格があると失格となる。通常この段階では価格に関する提出物はない。ショートリストに残った参加者は第二段階に進み、発注者から入札案内の交付を受ける。

一方公開手続きでは、関心のある企業全てが公示とともに入札案内を入手し、入札に参加することができる。競争参加者は基本情報、技術力、モデル工事の単価表を使用した価格提案等を同時に提出する。

一部の案件では選定基準に最低価格を用いているが、大部分の案件で価格と品質を組み合わせた最も経済的に有利な入札を採用している。価格と品質の割合が示される場合があるが、その割合は案件ごとに様々である。価格の評価ではモデル工事の価格表を提出する事例があった。

(3) 個別発注

個別発注では、EU 指令や PCR に準じる必要がなく、簡易競争か随意契約かのいずれかによることとされている。随意契約は例外扱いではなく、通常の手法の1つに位置づけられているが、以下の点についてフレームワーク合意の調達時にあらかじめ明示しておく必要がある。

- ・ 競争を行わずに随意契約できる状況
- ・ 受注者どのように特定するか
- ・ 第一の提供者が要求事項を満たさない場合、次の契約候補者をどのように選定するか

随意契約の際の受注者の特定方法として、フレームワーク合意時の評価により決定した企業の順位により、高順位の企業から連絡し、最初に合意した企業を受注者とする方法が欧州委員会による解説に紹介されている。

簡易競争を行う場合、この対象は必ずしもグループ全員を対象とする必要はない。前述の解説では、提出するのは価格提案のみで、通常企業の技術力や財務状況といった内容はフレームワーク合意の時点で評価されるものであり、個別発注段階で評価されるべきものではないとしている。

1つのフレームワークで、随意契約と簡易競争を併用する場合もあり、この場合、調達方法選択の基準は事前に明確にし、フレームワークの調達の書類に記載しておく必要がある。事例では小規模案件および緊急性を要する案件で随意契約を、その他の案件で簡易競争を採用していた。

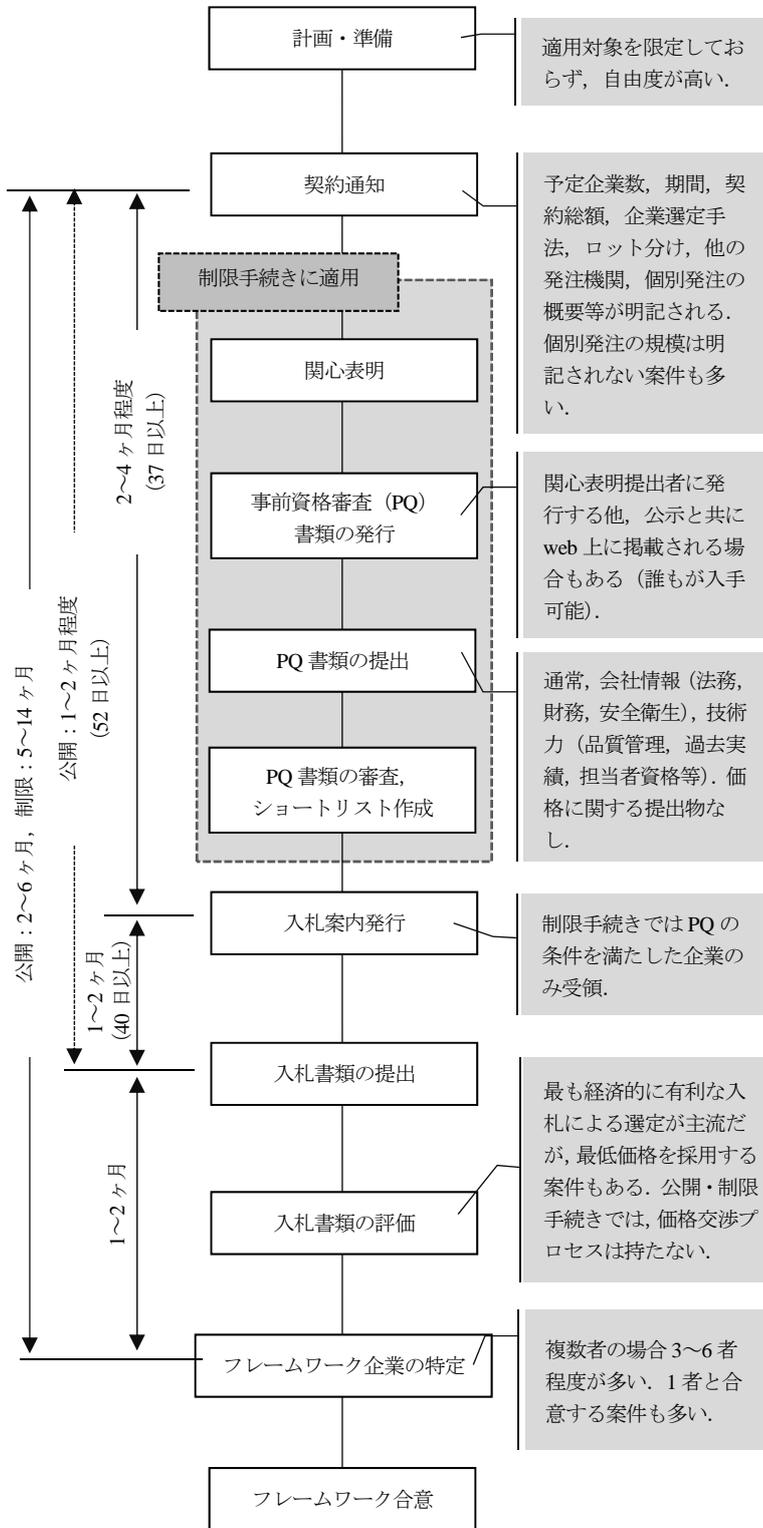
なお個別発注は政府の公示調達サイトにも情報が公開提示されない。これは個別発注の条件や内容はフレームワークの合意内容に準じているものであり、フレームワークの合意

段階で公告することでこの義務を果たしているとの考えによるものである。今回の調査でも個別発注に関する案件情報の掲載は1件も確認することができなかった。

個別発注は一般的な事業と比較して小規模で発注される傾向がある。実施状況での個別発注の予定発注規模は、上限で£10万としているものが半数以上であった。

個別発注では企業の技術力や品質に関する要素の評価を行わないために、発注機関およびフレームワーク企業の双方で手続きに係る労力削減メリットが享受される。フレームワークを採用する発注者側もこのメリットを意識して採用していると考えられる。ただしフレームワークの合意時点でも通常の手続きに必要なコストが生じており、フレームワークの期間全体でコストを削減できるか否かは、個別発注の発注件数によるものとなる。また個別発注の発注規模は総じて小さく、契約額に対する金銭的運営コスト比率は全ての契約手法に比べ割高となっている。

<フレームワーク合意>



<個別発注>

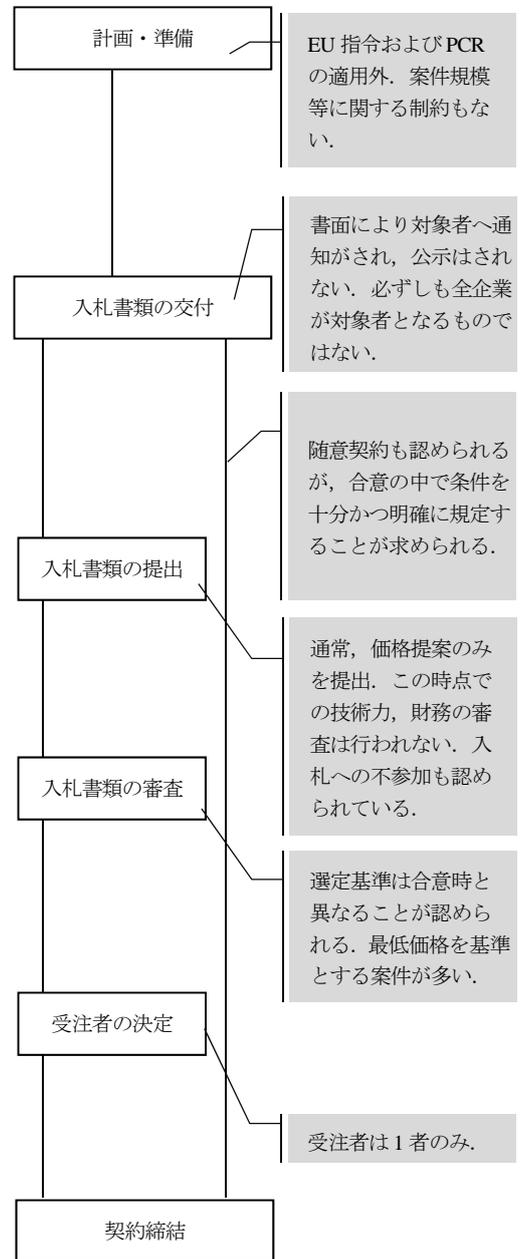


図-18 フレームワーク合意方式の概要